

第61回平成26年12月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成26年12月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時57分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野 稔	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副町長	和田 茂	教育長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
		農林課長	井上 雅之
		教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	小池 信助
税務課長	秋山 誠	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保健課長	前田 昌一
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	浪江 昭人
建設課長	西原 正樹	水道課長	吉田 達雄

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 議案第 1 1 8 号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正について

追加日程第 2 議案第 1 1 9 号 与謝野町立阿蘇霊照苑の指定管理者の指定について

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

本日から三日間にわたって一般質問を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

本日、小池、森岡、坪倉、各地域振興課長より欠席の届が参っておりますので、皆さんにお知らせしておきます。

ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

14人の議員から質問の通告がありましたので、通告順に順次質問を行います。

最初に13番、家城功議員の一般質問を許可します。

家城議員。

13番(家城 功) おはようございます。

朝晩、非常に寒い季節になってきました。衆議院選挙も、いよいよ中盤戦から後半戦に差しかり、街頭では熱い街宣活動も活発に行われているみたいですが、町議会でも、町の明るい希望と将来のある熱い議論ができればと考えております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は通告しておりますとおり、災害時等の緊急時の連絡体制について、また、2年前の9月定例会に引き続き、ご当地ナンバープレートの導入について、質問をさせていただきたいと考えております。

質問に入ります前に、先日の日曜日に野田川わーくぱるにおきまして、育成会主催の与謝野町子ども発表会が開催されました。私を含め多くの議員の方も出席されておられましたが、町内の各小中高の学校から代表で出場されました子供たちが将来の夢や、今の町の様子、また、挨拶、行いなど、日常についての思い、しっかりとした考えを持って堂々と話をされている姿を拝見しておりますと、我々議員も、もっともっと頑張らなければならないという気持ちになったのは、私だけではないのではないかと感じております。

育成会では、大人が変われば、子供も変わるという言葉を含い言葉に、さまざまな取り組みを行っていただいておりますが、置きかえますと議員も変われば、議会は変わる。行政も変われば、町は変わるという考えは共通するものがあるのではないかと感じております。

さて、質問に入らせていただきます。1点目の災害時の連絡体制につきまして、お聞きいたします。私は災害関連につきましては、再三、議会でも取り上げさせていただき、さまざまな考えや提案もさせていただいております。さきの9月決算議会でも会派代表の質問は災害をテーマにさせていただいたところでございます。そういった中で、本年10月には非常に大型で勢いの、勢力の強い台風18号、19号が発生し、台風19号では、10月13日に当地域に大雨洪水暴風警報が発令され、当町でも避難準備情報が発令されました。幸いにも大きな人的被害等もなく、翌深夜には避難準備情報も解除され、また、警報についても14日の朝には全ての解除がなされております。被害的には、あまり問題がなかったわけですが、私は情報伝達や連絡体制、また、

避難所開設に関する職員の配置など、多くの問題、課題が残ったと感じております。

今回の台風では、私も夜の8時ごろから旧野田川を中心に各地区に伺い、状況など、確認をさせていただきます。各地区においては対応の基準を、それぞれ各地区において決められており、区役員の方が避難所や区事務所にて待機されている地区もあれば、避難指示が出るまでは自宅待機をされている地区もあるなど、さまざまございました。また、行政では、今回より避難準備情報が発令されますと、各地区の避難所に役場職員が配置されるようになったとお聞きしておりますが、区役員の方が自宅で待機されている地区においては、女性の職員がたった一人で待ち受けをされている避難所もございました。

そこで一つ目の質問でございますが、どんな状況であっても職員が一人で待機することは非常によくない状況だと感じております。連絡、対応、また、確認などをする際にも最低二人一組の体制が望ましいのではないかと考えております。庁舎ごとに各地域の対応をされているようですが、人的にも野田川庁舎は職員数も少なく、また、上下水道課は専門的な対応もあり、非常に手薄な状況であったと聞いております。

各庁舎から応援を送るなど、計画そのものの見直しが必要ではないかと感じておりますが、いかがなものでしょうか。また、職員が、それぞれの持ち場があり、対応が全体的に図りにくい状況であるのであれば、緊急時の対応をしていただける臨時職員の方を登録制などで確保し、いざというときのお手伝いをしていただくことも必要ではないかと感じますが、いかがでしょうか。

2点目、各地区との連絡体制について、お聞きいたします。先ほどもお伝えいたしました、各地区では、それぞれの基準で区事務所に集合される地区や、自宅で待機される地区など、さまざまな状況でございました。このことは各地区において、ルールのもとでなされていることなので、各区に対する責任は全くないわけですが、行政が各区に対して協力をお願いするのであれば、一律の体制を図ることが望ましいと考えております。各地区との話し合いを、いま一度行い、町が一体となった災害対策を構築していただきたいと感じておりますが、いかがでしょうか。

また、今年度から各地区に対して、災害対策費として少額ではありますが予算化がされており、私が提案したことが実現していただいているということで大変感謝をしているところではございますが、町の指示に従って、また、依頼によって避難所の開設や待機を余儀なくされる場合には、別途で弁当代等の日当的な費用を確保することも大事ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

もう1点、今回の台風で9カ所の避難所に18世帯、25名の方が自主的に避難されたと確認しております。中には翌朝まで避難所で過ごされた方もあると聞いております。この方たちは、自主的であっても避難をせざるを得なかった方であり、行政としては万全の受け入れをしていただかなければならないと感じております。食料や飲料水、毛布等の手配、しっかりできたのか、対応のほうをお聞かせいただきたいと思っております。

災害時の連絡についての3点目、今回の台風18号の接近に伴い、予定されていた入礼会が中止になる可能性があるとの連絡をファクスにて各業者に流されております。内容についても、また、冒頭の注意書きについても大変丁寧に記されてり、気配りのできた連絡であると私自身は感じておりますが、業者の方にとっては、台風接近に伴い、それぞれの仕事の対応が急がれる仕事も多くあり、非常にばたばたとされている中での連絡は、むしろ困難を招いた結果となり、改善

できる点はしていただければという声を多くお聞きしております。結果、入札会は予定どおり開催されているみたいですが、中止の連絡がないので、行ってみたらやっていたとか、わざわざ連絡確認をとってから出向いたとかいう声も多くあったように聞いております。

今回の場合、遅刻や棄権もなかったようですが、もし、こういった連絡がもとで、例えば業者側の誤解であっても棄権や遅刻扱いになれば、何らかのペナルティは課せられます。私は行政サービスとは、最後まで責任のある対応をすることが大事ではないかと考えております。こういった案内を事前に業者の方のために行うのであれば、当日の早朝には入札会があるかないかの連絡をすることも大事ではないかと、そうしないと意味のないものになってしまうのではないかと感じております。こういったことも含め連絡体制の見直しと、早急に徹底した構築をさせることが望ましいと考えますが、ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、原動機付自転車等のご当地ナンバープレートの導入についてお聞きいたします。この件につきましては、2年前の9月定例会におきまして前太田町政でご提案をさせていただきましたが、費用の面、また、必要性の面で、現時点では難しいと、また、各課で相談をしていただきたいというお願いをしましたが、結果、税務課だけのご意見をお聞かせいただいた中で、見送りとなっております。

今回、産業振興、また、観光振興、また、地域振興にも力を入れておられる山添町長に、あえて同じ質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この原付自転車のナンバープレートの説明を簡単にさせていただきますと、車両の税金には国土交通省が管轄する道路運送車両法に基づくものと、地方税に基づくものがあります。そのうち地方税に基づく税金対象となる車両、すなわち125cc以下のバイク等の税金は市町村で課税し徴収を行っております。そのナンバープレートは正式には課税標識というものであり、形や図柄等は市町村の裁量で自由に決めることができる仕組みとなっております。

現在、与謝野町では一般的な標準型を採用しておりますが、2007年に愛媛県松山市をはじめ現在では304の市町村が独自のものを採用しており、これにあと54の市町村が導入間近ということで、現在、全国1,741あると言われている市町村の中で約20%に当たる市町村で取り組みが進められております。京都府でも隣の宮津市や亀岡市が採用されております。

このナンバープレートは、町への愛着心や町のPRに有効的なことはもとより、交通安全の対策にも効果があると言われ、まちおこしの密かな火つけ役として大変注目されているアイテムの一つであります。最初に取り組みされた愛媛県松山市では、町のブランド力向上の手段として採用されたとお聞きしており、まさに当町のブランド戦略化を進めておられる山添町長にとっても、一つの目玉として考えていただく価値は十分にあると考えております。

費用につきましては、原盤の製作に約100万円から150万円かかるようですし、一枚の発行にも、現在のものより2~3倍の費用が要するみたいですが、それに引き合うだけの効果と意義は十分にあるのではないかと感じております。今すぐにできるかの結論を出されるのではなく、町のブランド化に向けての一つの取り組みとして、また、町制10周年記念のイベントとして、また、今後、予定されております全国椿サミットの一環として、こういった検討を課題として考えていただければと思っておりますが、ご所見をお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 皆さん、おはようございます。

それでは、きょうから始まる一般質問三日間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、家城議員のご質問の災害時の確認事項について、お答えをいたします。本年も全国各地で豪雨による災害が発生をいたしました。8月には台風11号が、10月には台風18号・19号が相次いで日本列島に接近、または上陸をし、全国各地に大きな被害をもたらしました。また、8月16日から17日にかけての記録的な大雨により、福知山市では大規模な浸水災害が発生をし、8月20日には広島市で大規模な土砂災害が発生をし、多くのとうとい命が奪われました。心よりご冥福をお祈りいたしたいと思います。

まず、1点目のご質問、台風19号の職員配備についてお答えをいたします。本年8月9日から10日にかけて、台風11号が本州に上陸をし、近畿地方を横断いたしました。幸い本町では大きな被害はございませんでしたが、その直後には、この台風11号の災害警戒対応についての検証を行い、各区と協議の上、災害警戒体制の強化を図ることといたしました。10月13日から14日かけて本町に接近をした台風19号では、この台風11号の対応の検証を踏まえ、災害警戒体制の強化対策を実践したところでございます。具体的な対策といたしましては、早目の段階から職員の増員を行い災害警戒本部の体制を強化する、明るいうちに避難を促す必要があることから、夕方までに避難所開設の準備を進める、避難所開設に当たっては職員を派遣するなどでございます。

台風19号の災害警戒対応の具体的な内容につきましてご報告をさせていただきます。台風19号が発生をして以降、台風の進路や京都府北部地域への影響など、情報収集に努めながら、10月12日から断続的に災害警戒本部の本部・支部長会議を開催をし、13日の午前9時に開催をいたしました本部・支部長会議では、13日の夜の初めから夜遅くにかけて京都府に最接近することが予想をされていたため、暗くなるまでに、また、風雨が強くなる前に、早目の自主的な避難を呼びかける必要があると判断をし、13日の午後2時に災害警戒本部の2号配備を設置をした上で、午後3時に自主避難者を受け入れるための避難所を各区に1カ所、町内24カ所に設置をする。避難所には職員1名を避難所要員として派遣することを決定をいたしました。これにより、午後2時には職員102名を参集をさせ、各支部ごとに避難所派遣班を編成し、午後3時には職員を避難所となる各公民館などに派遣をし避難所を開設いたしました。

避難所への職員派遣は各区1名とし、総数24名を派遣をいたしましたところでございます。男女別の内訳は男性が16名、女性が8名でございます。また、各区長には避難所を開設する午後3時には公民館の開錠をお願いしておりましたが、各区の災害対策本部の設置に関しては、台風の接近が、夜にかけて接近することから、それぞれ各区の自主的な判断に委ねさせていただいたというところでございます。したがって、午後3時以降、避難所によっては避難所派遣職員1名のみで待機をするといった状況もあったわけでございます。

家城議員におかれましては、台風警戒時に各地域の状況を巡視をいただき、職員1名で待機をすることに関しての防犯上の問題点、女性の場合は、特に問題があるというご指摘をいただき、いろいろとご心配をかけたところでございます。

町といたしましても交代させることを検討していたところでございましたので、午後8時

20分ごろには、区役員のいない、女性職員1人の避難所に関しては、男性の職員と交代を行いました。

現在の本町の災害警戒本部及び対策本部の職員配備体制は、基本的には各支部ごとに各庁舎に属する課で対応することといたしており、状況を見ながら臨機応変に対応していくことといたしておりますが、今回の職員派遣を教訓として今後に生かしてまいりたいと考えております。

災害警戒本部及び対策本部の配備体制に関しましては、合併以降の災害警戒態勢などの検証を行うとともに、現在、進めております機構改革を勘案し、現在、見直しの作業を進めているところでございます。基本的には職員を中心とした本部体制を考えておりますが、議員ご提案の登録制の臨時職員の雇用に関しましては研究課題とさせていただきたいと考えています。

続きまして、2点目の各地区との連絡体制などについてお答えをいたします。現在では地域防災計画に定める災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準に基づき運用をしており、例えば、風水害の場合、気象台より「大雨警報」や「洪水警報」が発表された場合には、災害警戒本部を設置するとともに、速やかに災害警戒本部の各支部と各区長と連携をとりながら情報共有を行っております。また、先ほどご説明をいたしましたように、8月の台風11号の対応状況を踏まえて、区長会において防災体制の検証を行うとともに意見交換を行い、強化を図ってきたという経過がございます。災害から住民の生命と身体、財産を守る、安心と安全を確保していくことについては、行政の最も重要な責務であり、「自助」「共助」「公助」により、最大限の力を発揮することが求められ、とりわけ「共助」であります各区と町が密接な連携を行い、情報の共有と適切な対応を図ることは、大変重要なことであると考えております。今後も引き続き各区とは防災訓練や防災対策などについて意見交換を進めてまいりたいと、ご協力をいただいきたいというふうに考えています。

次に、各区に対する防災対策費に関しましてですが、本年度より自治会運営交付金の中に災害時避難所開設経費としまして、わずかではございますが、各区に1万円を含め、させていただいたところでございます。この経費の趣旨といたしましては、各区の災害対策本部に詰めていただきます役員さんなどの軽食代相当に当たる経費といった趣旨でありますことをご理解いただきたいというふうに思います。これとは別に、区の役員さんなどに、待機をしていただく皆様への手当などは、現在、考えておりません。自主防災組織といいますのは、災害時には非常に重要な役割を担っていただいているという認識はしているところでございますが、あくまでも自分たちの地域は自分たちの助け合いによって守るといった地域のつながりにより成り立っているものであるというふうに認識をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

今回の台風19号では18世帯、25名の方が避難をされました。避難者の食料や飲料水につきましては、平成24年度から各公民館及び町内の各小学校に順次、アルファ米及びフリーズドライスープの食料と毛布を分散保管をしており、避難される方に対し速やかに対応できる体制を整えております。ミネラルウォーターなどの備蓄は現在、行っていないというところでございますが、来年度以降、計画的に飲料水の備蓄も進めていきたいと考えています。

なお、避難勧告など、避難を促す前段階の自主的な避難の場合においては、可能な限り、避難をされる方みずからが、食糧や身の回り品などを持参の上、避難をしていただくようお願いをしているところでございます。

3点目につきましては、後ほど、副町長からお答えをさせていただきます。

次に、2番目のご質問でありますご当地ナンバープレートの再検討をにつきましてお答えをいたします。平成24年9月議会におきまして、前太田町長に同様の質問をなされ、当時、この導入に当たっては否定的なお考えであったというふうに記憶をしております。今回、改めて、私の見解はどうかというご質問でございます。結論から申し上げますと、まだまだ検討の余地があるというところであるというふうに思います。その検討してまいらなければならない点につきましては、3点ほどあるのではないかなというふうに思っております。

平成24年9月から交付を開始をされた亀岡市や、同年12月から交付を始められた宮津市、また、来年1月から交付をされる京丹後市は、導入に当たっての目的として、それぞれ世界遺産登録へのアプローチや世界ジオパークなど観光PRを掲げておられ、住民の町への愛着や、地域の活性化、町の観光振興などを目的とし、「ご当地プレート」などと呼ばれている、いわゆるデザインをされたナンバープレートを作成されております。

当町におきましては、ちりめん街道や千年ツバキなどをモチーフとしたデザインやキャラクターなどで地域の活性化とPRを図ることは一つの方策と言えと思いますが、宮津市の日本三景、天橋立や京丹後市丹後町の立岩のように、既に他府県から誘客が広く定着をしている観光資源には乏しいのが町の現状であるというふうに認識をしているため、近距離の移動手段である原動機付自転車などのご当地プレートについては、近隣の観光客の入り込みの多い観光地から比べますと、他府県の方の目にとまる機会も少ないように思います。また、地元観光地のPR効果が、あまり期待できるものではないようにも思われると思います。また、原付バイクは、主に町内で利用されており、町の外や他府県に出ることが少なく、町のPRなどに十分な効果が得られるのかどうかについては疑問が残るところでございます。また、二つ目の検討課題といたしましては、与謝野町における対象となる原付自転車の車両の台数でございますが、その課税台数のうち約85%を占めるのは原付一種50ccのバイクであり、平成25年度で1,640台が課税をされておりますが、年々減少する傾向で、毎年平均、約90台が減っております。逆に四輪の自家用軽自動車の台数は、増加をする傾向が見受けられます。

このご当地プレートの導入により、原付自転車減少の一定の歯どめになる可能性もございますが、昨今の低燃費の車両の志向に相まって、今後も、その傾向が続いていくものではないかなというふうに思っております。

そして、3点目の課題といたしましては、費用対効果についてでございます。この導入に当たりましては、現在のナンバープレートと、新たにご当地のプレートを作成することになりますが、作成に係る経費は、デザインや形状、発行枚数にもよりますが、現在、作成しているものと比べ、3倍を超えるという試算がございます。

先ほど申し上げました2点を踏まえながら、当町での導入につきましては、まだまだ、検討の余地があるのではないかなというふうに思っております。しかしながら、ご当地プレートを活用いたしました当町の観光や、産業振興としての取り組みについては、一つの貴重なご提言として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、家城議員の一般質問の第一質問の中で、ブランド戦略会議の中での検討であったり、あるいは町内のブランド力を高めるための一つの材料としてというご発言がございました。そう

したこともあるのではないかなというふうに思いますので、こうした点も踏まえて今後の戦略会議での議題としても提案をさせていただきたいというふうに思います。以上で、私のほうから答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） 家城議員のほうから私にお尋ねの3点目、公共事業の入札等の開催の案内について、お尋ねの件でお答えをいたします。家城議員からの質問は、10月6日に実施をいたしました入札会の案内の件ということだというふうに理解をいたしております。

台風18号の接近に伴いまして、予定をいたしておりました入札会が中止になる可能性についての案内が事前に業者に出されて、結局、入札は行われたみたいであるが、連絡体制の徹底が曖昧に感じられると、いま一度、見直しも含め徹底した順序を構築すべきではとのご質問でございます。この点につきましては、当町が台風接近の3日前に当たる10月3日、いわゆる金曜日に業者に送信したファクスの内容と、台風18号接近時の災害対応について、あわせてお答えをすることで答弁とさせていただきたいというふうに思います。

まず、当町から業者にファクスを送信いたしました日時ですが、10月3日、金曜日の午前11時から正午ごろにかけてでございます。その内容は議員ご指摘のとおり、10月6日、月曜日に執行予定の入札会が、台風によって中止になる可能性も考えられましたので、その対応についてのお知らせをしたものでございます。

文面の内容といたしましては、今後の台風の進路は未定ですが、万が一本州に上陸し、当町に影響を及ぼすこととなった場合は、役場では災害対策本部を設置し、町内業者へは災害対応準備のご協力をお願いする可能性があります。そうなった場合は、急遽、入札会を取りやめる等の対応をすることがありますので、事前にご承知おきいただきますようにという内容の文面であります。また、入札会を取りやめることが決定をいたしましたら、速やかにご連絡を差し上げるようにしますが、状況によっては電話、ファクス等が繋がらない、届かないといった事態も考えられます。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひしたいという内容でございます。

ここで申し上げましたように、電話が繋がらない、ファクスが届かない状況といたしますのは、町内で甚大な災害が発生して、ライフライン等が、電話が切断されている状況、あるいは災害対応に追われ受信することができない事態などを指しておりまして、いわゆる通常の状態ではない場合には、そういったことが起こり得るというふうなことでございます。それから、先ほど申し上げましたように、入札会を取りやめることが決定しましたら、速やかにご連絡を申し上げますとしておりますので、電話、ファクスで中止のお知らせをしない限り、入札会は予定どおり執行するとしたものであることも、この内容からは十分読み取れるものであるというふうに考えております。

あわせて、このファクスの末尾には、送信する時点で、10月3日、金曜日の午前11時ごろですけれども、10月6日、月曜日の入札会を取りやめる予定はありませんので、お間違いのないようにということを再度、文書で明記をさせていただいております。可能性はファクスでお知らせをしておりますが、このことで中止が決まったわけではないということを再度、文面で、そのファクスの末尾に記載をいたしておりますので、この点を考えますと十分意図は伝わっていたのではないかなというふうに、我々は考えております。また、災害対応の経緯は、10月5日、

先ほどもありましたが、日曜日の午後6時53分に暴風警報が発表されましたので、災害警戒本部を1号配備9名体制で設置をいたしまして、同日の午後9時23分には大雨洪水警報が発表されましたので、1号配備48名体制に拡大して警戒をいたしております。その後、台風18号は、それほどの大雨をもたらすこともなく推移をいたしましたので、体制は順次縮小をし、最終的には10月6日、月曜日の明け方の午前3時の段階では、1号配備の9名体制に戻して、縮小をさせていただいたということでございます。

したがって、その当日の朝を迎えまして、幸いにして当町では大きな災害等の発生はありませんでしたので、午前8時30分から予定をいたしておりました入札会を開催をしたという経緯でございます。

このように、当町から業者に送信したファクスの文面と、その後の時系列をご説明することで、議員からご指摘のあった連絡体制の徹底が曖昧に感じられるという点は、特に問題はなかったのではないかとこのように理解はいただけるのではないかと思いますし、午前8時30分開始の入札会には、業者の皆さんは予定どおり全員が出席をされておまして、事前に問い合わせもなかったというふうに聞いております。ですから、当町の趣旨は業者には十分伝わっていたものというふうに考えております。

今後におきましても、当町で同様の事例が発生する可能性もございます。こういった事例が発生しましたら、事前に業者への入札会を中止する可能性があることを周知をいたしますが、もし周知した内容に不明な点などがありましたら、役場のほうにお問い合わせをいただくことで十分解決ができるというふうに考えておりますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、今回のケースがたびたびあってはくあい悪いんですけども、一つの教訓として我々も捉えさせていただきたいというふうに考えております。以上で、ございます。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） ご答弁をいただいたわけですが、まず、最初に、災害対策の中で職員の方を各地区に1名ずつというお話を今、町長のほかにも答弁いただきました。実際そうでした。地区によっては、それぞれの対応をされている中で、町の職員が一人で待機をされているところが数カ所ありました。そういった中で、やはり災害で大きな被害が最終的に起こったところは、結局、ふだん計画をして、それに伴って整備をしていますが、結局、実際の災害が起こったときに、いかに慎重に落ちついて行動できるか、これはもう一般の町民の方もそうですし、役場も一緒だと考えております。

そういった中で、例えば、大勢の方が避難されてくるような状況が起こったときに、また、どうしても連絡を確認してからとらないときに、その避難所に誰もいない状態では困るわけですね。そういった中で、やはり最低二人はほしいのではないかなと、私は考えるんですが、その辺、町長、ご見解はいかがですか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 確かに災害時における避難所の役割というのは大きいものがあるというふうに思っております。そうした中で前回につきましては、各避難所に一人の職員を派遣をしたというところでございますが、状況によっては増員をしていかなければならない。そうした状況も来るといふふうに思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

- 1 3 番（家城 功） 状況ではなしに、もう既に二人、置くべきだと思います。私が回らせていただいたときに、暗い避難所の、まだ、避難所は開設、鍵は開いておるわけですけども、人が入っておられませんので、待機されておる部屋だけが電気がついておりました。鍵を当然、開けておかなりません。女性一人の職員です。万が一、鍵をかけられて、何か問題が起こったときに、どうするんですかね、これ。申しわけなかったでは済まんと思いますよ、これ。やはり雨が降って、外の音も消えてしまう。そういった中で、行政は町民の方のために避難をしていただける場所を提供するために待機をされておる。それなのに、そのために働いていただいております職員の方が、もしかしたら犠牲に遭わんなんようなことも出てくるかもわからへんというような状況というのは、非常に危険でもあるし、やはり二人おれば、それなりの対応もできる、そういった中で機構改革を進められております野田川地区においては、住民環境課のほうしか、今度に対応できないと思います。やっぱり下水、上水に関しては専門的な仕事がありますので、町内の巡回や、そういうところには行ってもらえないと思います。やはり、その機構改革をしていく中で、きちんとした人員配置の構築をすぐにすべきだと思っておりますが、いま一度、お考えをお願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そのご提案はもっともであるというふうに思っております。今後といいますか、機構改革を練っている段階におきましても、一つの大きな議論であったというふうに思っております。

この防災体制につきまして、どのような強固な体制を整えることができるのかというのは、何回も申し上げますけれども、これからの災害状況を考えたときには必要な点であるというふうに思っておりますので、こうした議員のご提案も踏まえて検討してまいりたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 家城議員。

- 1 3 番（家城 功） ぜひ、早急に進めていただきたいというのは、ことしも、もう既に雪降っております。大雪にも、これは関連してくる部分で、やはり雪崩のおそれだとか、そういった中で避難をしていただかなければならない町民の方、多くおられます。特に我が町は急傾斜も多い地区でございます。やはり次の災害まで、どうのこうのじゃなしに、機構改革までが、どうのこうのじゃなしに早急に、もうあしたにでもやっていただく緊急課題だと思っております。その中で人員配置が、もし職員だけの対応で無理であるのであれば、やはり、先日も総務文教厚生常任委員会のほうで愛知県高浜市のほうに行かせていただいたときに、行政でできる仕事でも、民間でも、委託ができる分野においては、そういったことを振っていこうという取り組みの中で、今、やっておられる、運営しておられる行政もでございます。そういった中で、やはり当町でも、そういった分野で待機をしていただける方が、もしおられるのであれば、きちんと把握をして、その方に管理や情報の提供等をお願いするような仕事をしていただくことも、やっぱり町の一つの役目ではないかなと思っておりますので、ぜひ、その辺はご検討を至急にしていただきますよう、お願いします。

それと、各地区との連絡体制でございますが、やはり行政が避難所の開設を指示されたり、依頼されたりする中で、各地区がばらばらな状況の中で、体制でおっていただくというのは、何か

と問題が出てくるのではないかなと、例えば、職員さんを配置されても、全く、区役員さんも相談できないまま判断をしなければならぬ地区もあれば、区長さんはじめ区役員さんと相談しながら行政に連絡できる地区もある。そういった中で連絡体制のずれも出てきます。やはりきちんと各地区にご理解とご協力をお願いして、同じ体制で取り組むことが大事ではないかというふうに考えますが、再度、ご所見をよろしく申し上げます。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この家城議員のご提案に対しても、もっともなことだというふうに思っております。この与謝野町の安心と安全を守っていく、災害時における町民の皆様の安心と安全を守っていくためには、私ども行政だけでできるものではございません。そうしたときに町内24区ございます、各区の皆様方との連携というのは、今後より一層深めていかなければならないというふうに思っておりますし、これまでの経過を踏まえた中で、できることは早急に取り組んでいくという姿勢が、私たちにも求められているというふうに思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） ぜひ、よろしく申し上げます。

あと備蓄の話がございました。これ区の事務所にアルファ米、また、毛布等があるということですが、私が回らせていただいた中で公民館、また、避難所に一人で職員の方が待機されておられるところにも避難をされてきておられる方おられます。そういった職員の方は区役員さんがいなくても、そのアルファ米、毛布の場所等々、当然、把握をさせていただいておると思いますが、その辺の確認はとれておりますでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員がご質問をされておりますのは、職員が避難所を開設をする場合、あるいは、そうしたケースに十分に、その職員が、その公民館であったり、あるいは避難をされる場所の状況を把握し、備蓄品についても、どれだけのものがあるのかといったことを把握しているのかということでございます。その点につきましては、私どもも十分じゃなかった点もあるのではないかなというふうに思っておりますので、一つのご提案として、今後、徹底をしていきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 1回目の質問でも言いましたが、避難所に避難をされてきた方は、したくてされたわけではなく、やはり自分の身、いうたら生命と財産の危険を感じた中で避難を余儀なくされた方です。そういった方に、やはり行政が避難所を開設するのであれば、やっぱりきちんとした対応をしてあげてほしいなと、寒い思いをして毛布もない中で待機をする心細い気持ちは、我慢できないと思います。

今回、地区によっては公民館じゃなくて、地区の会館を利用しておる避難所もございます。公民館には備蓄があっても、そこにはない可能性もございます。やはり、そういった確認もきちんとしていただいて、やはり避難された方が、少しでも安心におれる状況をつくっていただかなければ、やはり意味がないのではないかなと、1回目の質問でも言いましたが、行政サービスとは、中途半端では意味がない。やはり最後まで責任を持って、きちんとした対応をすることによって、それが生きてくるものであると、私は信じておりますので、今後、今後といいましても、

また、いつ大雪が降るかわかりません。また、その後に雨が降って、雪が緩むかわかりません。早急に、こういった計画はきちんとした中でつくっていただかなければならないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 1回目の答弁でも申し上げましたように、家城議員におかれましては、それぞれの地域を回られて避難所の現状であったり、あるいは地域の防災、雨の降り方の状況であったり、つぶさに私どもに情報提供をしてくださいました。そうした家城議員の姿勢を拝見をさせていただきますと、私どもと向かう先は一緒ではないかなというふうに思っております。本日、いただいたご提案を真摯に受けとめさせていただきながら、細かいところまで住民の皆様方に安心をしていただけるように周知徹底をしていきたいというふうに思っておりますので、今後も引き続きのご協力よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 各地区の災害対策費として1万円ということですが、なかなか区役員の皆さん、多いところでは10名ほど詰められております。また、そこには10名おられますが、各地区に、また、地区ごとの警備をしていただいている区役員さんもおられます。1万円という予算が多いとか少ないとかいう問題ではないですが、せめて、その当日に出られた方の弁当代ぐらひは、昼の3時から、遅いところでは翌朝まで待機されておる区役員さんもおられます。やはり対策費が出ているということは理解しておりますが、やはりお茶を飲んでいただいたり、やっぱり食事をとっていただいたり、当然しなければなりません。そういった配慮も今後、一つの検討課題として考えていただければなと思ひます。

それと、先ほど副町長のほうから入札会の案内についての答弁をいただきました。私も1回目の質問で言うたように、配慮していただいた連絡だと思っておりますが、しかし、1回目でも言いましたように、やっぱりここの状況、10月3日の状況ですね。台風が今から来るんだよという中で、行政も慌ただしい中で、こういった気配りのある連絡をいただいております。しかし、業者の方は、それぞれの仕事の中で、台風が来るまで何とかしてくれという仕事に追われた中で、こういう連絡を受けておるわけですね。最後に副町長おっしゃるように、10月3日の11時現在では6日の月曜日の入札会の取りやめの予定はないと、間違えないでくださいというふうに書いてありますが、先ほど問い合わせはなかったということですが、私が聞いた方は、一人問い合わせたということなんですが、どっちが間違いかわかりませんが、ただ、不安な方はいっぱいおられたと思っております。やはり、こういった案内も一つもサービスです。そういった中で案内をされるのであれば、ある場合も、ない場合も、やはり連絡することが大事ではないかなと、連絡ができない状況が考えられるのであれば、こういった案内を出すのであれば、もう中止にしてしまうとか、やはりきちんとした、確立した体制の中で、こういった入札を行うことも考えていただかなあかんのかなという思ひがございます。

いうのは本当に、これ、僕が普通に読んでも理解できます。ただ、状況によっては、これ一番最初に、僕、3業者の方ぐらひから言われておるんですけども、一番最初の方は全く意味がわからんという方もおられました。いや、こう書いてありますよと言うても、いや、これやるか、やらんかなんて書いてあれへんて、いややらんと決まったわけではないと書いてありますよという

やりとりの中で、いろいろと説明はさせていただいたんですが、やはり仕事に追われてパニックな状態になっておられる中で、こういった案内が来ると余計にややこしいなと、だから、よかれと思ってやったことがあだになったのかなという思いもあるんですが、やはり、その辺は、もう1回、業者さんとのやりとりの中で確認をしていただいて、誤解のない進め方をさせていただきたいと思いますが。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） お答えをいたします。基本的に、こちらからのご案内がわかりにくかったというふうなご意見なんですけれども、基本的に入札会というのは公告をして正式に行う会でございますので、こちらから中止という指示がない限りは、必ずやるということは、これが大前提ということでございますので、こちらから何らかの中止の報告といたしますか、連絡がない限りは業者の皆さんには入札会はあるんだということを今後は徹底をしまいたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） その常識は当然わかっておりますが、こういった案内が来ると、ないのかなというふうに受けとめられることも考えられるということは理解しておいてほしいと思います。きちんとした確認をしていただいて、今後に生かしていただければと思います。

最後に、ナンバープレートでございますが、山添町長におかれましては、産業振興、また、観光振興にも非常に力を入れられ、また、地域の振興にも頑張っておられます。そういった中で資料を何ほか持ってきたんですが、ちょっと説明する間がないので、ぜひ、またこういったもの、インターネットで見いただければ、幾らでも載っております。そういった中で、やはりまず、愛媛県松山市では、市の職員が町のブランド力向上のために何ができるのだろうという意見を出し合った中で、このナンバープレートという結論になっております。

それから、ほかの資料におきましては、例えば、市町村合併、また、市政等の、町政も一緒に、記念事業の観光PRやイメージキャラクター等の一環として予算計上しながら、まちおこしを進めているというようなことも書いてございます。実際に走っている近隣市町村のバイクを見て、ああいいなという、あそこの町は、こういう町なんだなという関心を持っていただくという結論も出ております。

それから、先ほど原動機付、いわゆる原付バイクが、町にしかあまり走らないということをおっしゃっておられましたが、実際に京都市内でも大阪市内でも与謝野町ナンバー、僕、旧野田川なんです、野田川町ナンバーで、まだ、走っておられる方もおられます。そういった方が一人でも二人でも、よその町に、例えば、大学へ行ったり、就職されたりした方が、その地元でナンバーを登録して走っておられる、そういった中で、与謝野町のPRというのは十分できると思います。デザインも、こういったカラフルな、また、町の特徴を生かした、お金をかけなくても、これ公募で何ほどもアイデアを出していただければできると思います。町制10周年記念も控えております。また、椿サミットも、全国から多くの方、来られます。そういった中で、枚数限定でも結構ですし、予算どうのこうのというもんでなく、やはり、この町をどう売っていくんだと、どう理解してもらうんだという流れの中で、これぜひ検討を今後、進めていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員がご紹介をされました松山での取り組みにつきましては、地域の魅力を引き出していくため、あるいはブランド力を高めていくための取り組みの一環として、このご当地ナンバープレートの制度を導入をされたというふうに向っております。その背景といいますのは、非常にすばらしいものであるというふうに思っているところでございますし、私どもにとりまして今現在、与謝野町のブランド力を高めていくという方向性の中で議論をしまっている、そうした経過もございますので、会議体の中での一つの検討課題にしていきたいというふうに思いますけれども、先ほど議員がご紹介をいただきましたように、現在、全国では約20%の基礎自治体において、この取り組みが導入をされているというところで、私どもが、この取り組みを進めることになると、例えば、二番煎じ三番煎じといったような状況になるのかなというところでございますし、そうしたことが、私の性分と合うか合わないかということもあるんですけども、一つのご意見として承ってきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 性分等ではなく、よいことはよいで進めていただきたいと思います。以上です。

議 長（今田博文） これで家城功議員の一般質問を終わります。

次に、1番、高岡伸明議員の一般質問を許可します。

高岡議員。

1 番（高岡伸明） 皆さん、おはようございます。日本共産党、高岡伸明です。

事前通告に基づき、消費税について一般質問を行います。日本で消費税が導入されたのは1989年4月で税率3%でした。それから、8年後の1997年に消費税は5%になりました。そして、2014年、こし4月に8%、2017年4月には10%へと、ここにきて急激な消費税の増税の流れが起っています。4月に消費税の税率を5%から8%に引き上げて8カ月になります。国民の消費は一気に冷え込み、いまだに回復していません。景気回復どころか2期連続の後退です。11月17日に発表された7月から9月期の国内総生産（GDP、季節調整済み）は、予想を超えた景気悪化の深刻さを浮き彫りにするものとなりました。4月からの消費税増税が購買力を冷やし、暮らしと経済を悪化させているのは明らかです。金融緩和や財政出動など、アベノミクスで経済を再生し、消費税を連続増税するという戦略は完全に破綻しています。アベノミクスは大企業をもうけさせるだけで、労働者の賃上げや雇用の改善に結びつかず、国民の所得も消費も拡大しません。株高などで大企業を肥え太らせれば、やがて国民も潤うという旧来型のトリプルダウン政策ではなく、国民の所得をふやす経済政策に切りかえるべきだと考えます。消費税に頼らずに財政再建、それから、社会保障の必要な財源は確保できるのでしょうか。

日本共産党は、消費税に頼らない別の道という具体的な財源提案をしています。二つの柱があります。一つは富裕層や大企業に応分の負担を求める財政改革をはじめとして応能負担、負担能力に応じた負担という原則に基づいて税金をきちんと払ってもらい、税収を確保する。このことによって新たに20兆円ぐらいの財源を確保します。

もう一つは、大企業の内部留保を活用して、国民の所得をふやす経済改革を実行することによって税収をふやす。日本共産党の試算では、大体10年後には20兆円ぐらいの税収の増が見込まれます。合わせますと40兆円ぐらいのお金が政治の姿勢を変えればつくれます。ですから、消費税に頼らなくても社会保障を充実し、財政再建をすることができるということを訴えています。

す。安倍政権は2017年4月に消費税10%に引き上げる方針を示しています。その際に中小零細企業にとって大きな問題となるのが、増税分を価格にどう転嫁できるかという点であります。デフレが続く中であって、増税分を製品価格に転嫁できないのではないかと。これは中小零細企業の多くが抱く偽らざる不安です。納入先の大手が売り上げ減をおそれて増税後も税込みの販売価格を据え置く、そういったことは十分に考えられます。その分、納入価格の値下げという形で下請の中小零細企業にしわ寄せとなり、その経営を圧迫しかねません。消費税増税分を自腹を切って納税している中小零細企業すらあると聞きます。

日本商工会議所などの行った調査で消費税が3%から5%にアップした1997年当時、売上高が5,000万円以上1億円以下の事業社の50%が価格転嫁できなかったと回答しています。また、消費税は特定の人への負担が集中することなく、国民全体から集めることができるから平等だという人もありますが、しかし、年収300万円未満の世帯では収入の6.5%に対し1,000万円以上の世帯では収入の2.7%となっており、低所得者ほど全体の収入から消費税の負担割合が高くなるという不公平な税制となっています。消費税は金持ちにも低所得者にも同じ税率であり、収入に占める割合は収入のほとんどを消費しないと生活できない低所得層の世帯ほど税負担率が高くなり、収入が減ると税負担が重くなります。

日本の消費税はヨーロッパの国々と比較して少ないということで、引き上げの理由によくされていますが、実態は世界一のひどい、きつい税となっています。日本の消費税率が5%のときに、イギリスでは17.5%、イタリアでは20.0%、スウェーデンでは25%ですが、国税に占める割合が日本は24.6%、イギリスは23.7%、イタリアは27.5%、スウェーデン25.5%となっています。ヨーロッパで社会保障が充実しているのは消費税が高いからではなく、大企業が社会的責任にふさわしい社会保障の負担をしていることと、生活必需品や教育、分化などの税率が低くされているからです。

安倍政権が行っている大企業に対する大幅な減税は今すぐにやめるべきだと思っています。また、輸出戻し税がありますが、輸出に消費税を課さないのは国際的なルールです。輸出では消費税を転嫁できないという理由で仕入れの消費税を還付される仕組みです。消費税の増税で、その額が膨らむのは明らかです。還付される税金を払えない税務署も出てきていると聞いております。輸出大企業は下請に消費税分を値引きを押しつける実態がある中で、この制度を利用して払っていない消費税を税務署から還付を受け、払わなかった消費税でもうかる仕組みとなっています。このことについて、山添町長のお考えをお聞きします。

世論調査では、消費税先送りと増税自体に反対が過半数を超えています。年収200万円以下の方が1,000万人を超えています。年収200万円以下の人たちにかかる8%の消費税は大きな負担となります。与謝野町においても住民の所得は高いとは言えず、200万円以下の方も大変多く、その影響は極めて大きいと判断しています。この世論調査と低い所得の町民と地元業者が消費税増税の影響を受けることを、どのようにお考えか、お伺いいたします。

消費税がつくられてから今日まで、おおむね国庫に入る税込総額の約7割から8割が大企業の法人税の減税分に回っています。このことをどのようにお考えでしょうか、お聞きします。消費税が8%から10%になります。そのうちの1.6%が地方にも分配されることになっていますが、町民には消費税分全額がかかります。このことを町長は、どのように考えておられるか、お

伺います。

これで、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 高岡議員の1点目のご質問、消費税は、収入により負担の格差が出るが、平等な負担と考えているのかについてお答えをいたします。消費税が家計に与える影響について考える上で、課題があることは認識しております。所得税のように、所得の多い人ほど税額が高くなるという累進課税に対しまして、消費税は、その逆で、所得の低い人ほど税の負担がふえるという逆進性があるというふうに思います。このことが、消費税が導入をされて以来、問題点となっている税であるというふうに認識しておりますが、所得だけでは判断できない一面もあり、個々の金融資産などの状況も総合的に勘案しなければ、一概には不平等と言い切れない側面もあるというふうに思います。また、租税というものは一般的に、逆進的な税と累進的な税を組み合わせ、総合的な観点から課税を行っているものと理解をしています。

続きまして、2点目の長引く不況のもとで、中小零細企業の税率は多くの場合、流通段階において業者間で消費税が転嫁できず、自己負担となっている。営業利益が出なくても消費税は支払わなければならないことについてのお考えはについてお答えをいたします。昨今は、営業利益も出ず、社員の給料を一旦、預かった消費税から捻出しなければならない大変厳しい企業があるというふうに認識しております。

そうした個々の企業の営業状況の違いはあるものの、法律で定めていることであり、消費税は支払う義務があるというふうに考えております。

次に、3点目の輸出戻し税について、どのような考えかについてお答えをいたします。外国の付加価値税などとの二重取りを回避をしていくため、輸出品は消費税を減免されております。しかしながら、輸出企業は仕入れの際に消費税を支払っています。企業が商品を輸出した時点で、国内の部品仕入れや原材料の価格に含まれている税額分を企業に還付するのが輸出戻し税でございますが、大企業が下請企業に負担を押しつけ、消費税分は、実は最初から下請企業が自腹を切っているというケースが非常に多いと言われていることも、マスコミの報道などで認識をしているところでございます。しかし、これは、売り手と買い手双方の問題であり、消費税のあるなしにかかわらず、価格交渉の結果、取引が成立したものでございます。また、国内で販売する会社においても、仕入れ先に値引きを求める場合もございます。したがって、輸出戻し税は、輸出企業の二重払いを防ぐための税として、問題があるとは認識しておりません。

続いて、4点目の世論調査では、消費税の増税先送り増税自体に反対が過半数を超えている。与謝野町は所得が低く、その影響は極めて大きいと判断をしている。この世論調査と低い所得の町民と地元業者が、消費税増税の影響を受けることをどのようにお考えかについてお答えをいたします。まず、世論調査の結果でございますが、一般家庭からすると、消費税が上がれば商品を購入する際に、当然、支払い金額が上がることとなります。家庭全体の収入が上がらないまま、消費税の増税が実施をされたならば、家計に直接影響を受けるということが、一番大きく今回の調査結果につながってきたのではないかなというふうに考えております。また、消費税の増額の影響につきましては、地元業者、そして町民にとりましても、また、行政においても財政面で負

担がふえることは必至であるというふうを考えております。消費税の増税をめくりましてはメリット、デメリット、賛成、反対、さまざまな意見があるというふうに思います。

増税により、住民の生活や地元業者の経営が厳しくなると予測をされますが、今後、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障を充実をし、国民生活の安定を図るための財源を、国民みんなで分かち合うという大きな視野の中で、国の将来を総合的に考えていく必要があるというふうに思います。

続いて、5点目の消費税導入から今日まで、おおむね国庫に入る税込総額の7割から8割が、大企業の法人税の減税分に回っていることについてどう考えるかについてお答えをいたします。議員が言われます増収総額の7割から8割が法人税の減税分に回っているかどうかにつきましては、詳しい数値は把握しておりませんのでわかりませんが、消費税が1989年に導入をされてから26年が経過をし、平成25年度現在で消費税の税込総額が約228兆円となっている一方、法人税、法人事業税、法人住民税及び所得税は減税により税込減となっているのは認識しております。年金・医療・介護・子育てなどといった社会保障や、財政再建に必要な財源は、消費税だけではなく、公平公正な税のあり方のもと、今後とも、冒頭に申し上げました総合的な税制を検討していく必要があるのではないかなというふうに思います。

次に、6点目の消費税は地方に配分をされるが、町民には消費税分全額がかかっている。このことをどのように考えるのかについてお答えをいたします。議員ご紹介のとおり、地方消費税は、消費税5%のうち1%相当となっており、徴収した地方消費税の一定相当額を府内市町村に交付をする仕組みとなっております。消費税が8%になりますと、地方消費税は1%から1.7%とされ、京都府に配分された地方消費税の約半分が府内市町村に交付をされることとなります。なお、この地方分に当たる地方消費税収入の引き上げ分につきましては、社会保障施策に要する経費に充てることとされ、あわせて、その用途を明確化し、社会保障財源化することとされております。このことは市町村にとって財源確保となるというふうに思われがちでございますが、一概にそうとは言えません。地方消費税交付金が増加することに伴い、基準財政収入額が増加をするため、普通交付税の減少要因になるとともに、歳出面においても消費税分が増加をすることから、本町にとっても社会保障を賄う大きな収入源とはならないであろうというふうに考えております。

消費税に係る住民負担については、議員ご指摘のとおり、消費税増税により住民生活にさらなる負担が生じ、家計が苦しくなるということはもちろん承知をしておりますが、その一方で、少子高齢化社会である今日、社会保障費は右肩上がりとなり、国の財政、地方の財政が成り立たなくなってきたということも事実でございます。そのため、国では税と社会保障の一体改革を掲げ、税負担をもって年金や医療をはじめとする社会保障制度が持続可能な形で保たれるよう、また、今を生きる子供たちの将来に大きな負担を残していかないためにも、この消費税の引き上げが決定をされたものであるというふうに認識をしております。したがって、消費税の増税によって単に住民生活が苦しくなるという一側面に捉えるのではなく、将来を見据えた社会保障の充実・強化により、住民生活の安定という広い視野に立ち、総合的に考えていくのが、政治家の役割でもあるというふうに思います。

以上で高岡議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） ここで11時5分まで休憩します。

(休憩 午前10時49分)

(再開 午前11時05分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ、会議を開きます。

高岡議員。

- 1 番(高岡伸明) ちょっと繰り返しになりますが、年収300万円以下の世帯、それが6.5%、1,000万円以上の世帯2.7%という負担率といいますが、それは私は不公平と持っているという質問を先ほどしたんですが、町長の答弁の中に、収入だけでは一概には言えないというような答弁があったと思います。といいますが、例えば収入以外というと財産である株式とか、そういったものが含まれると思うんですが、その点については、株の上昇とか、そういうことで、かなり100億円以上、株でもうかったという人が100人以上いるというような情報も聞きますが、その辺は町長、大体、財産があるような方にとっては消費税は、今も言いましたように2.7%ぐらいしかかからないということで、負担がないんですが、やっぱりどうしても生活に収入のほとんどがかかるという人ほど重くのしかかってくると思いますが、その辺は、いかがお考えでしょうか。もう一度、お聞きしたいんですが。

議長(今田博文) 山添町長。

町長(山添藤真) 先ほど答弁をさせていただきましたように、私は、その租税というものにつきまして複合的に、総合的に考えていく必要があるというふうに思っております。そうした中で答弁をさせていただいたことにつきまして累進的な税と、そして、逆進的な税を組み合わせる必要があるというふうに申し上げました。

先ほどの再質問について、少しわからないところがありますので、また後ほどご質問いただきたいというふうに思います。

議長(今田博文) 高岡議員。

- 1 番(高岡伸明) それでは、先ほど町長の答弁の中に、法だから仕方がないというように、私は聞かされたんですが、そういうようなことで、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

議長(今田博文) 山添町長。

町長(山添藤真) その消費税が引き上げをされることがしょうがないというように私が認識をしているかということでございますか。

- 1 番(高岡伸明) いや、そうではなくて、消費税は法律だから、これはしょうがないんだというふうに言われたと思うんですけど。

町長(山添藤真) いや、私が申し上げたのは、その消費税に限らず租税というものは複合的に考えていくべきだということを申し上げました。この複合的な観点がないと税制の組み立てというのは、私はできないものであるというふうに思っております。

そうした中で消費税が導入をされて、20数年がたってきたというような中で、4月に消費税がアップをされ、また、これから消費税の引き上げが予定をされているという歴史的な経過を踏まえた中で、私は、この日本において税のあり方が、どのようなものであるべきなのかといった議論は蓄積してきたというふうに思っておりますし、こうした点については、私たちが、これからまた、考えていかなければならない点であるというふうに思います。

議長(今田博文) 高岡議員。

1 番（高岡伸明） それでは、もう一つお伺いします。社会保障のほうに回るとのことなんですが、消費税はですね、そういうふうになっているというんですが、3%、5%、8%という消費税率の中で282兆円が今まで累積でたまっている、消費税としてとられたという中でですが、社会保障に現実に回されている金額は約5,000億円と言われていたんですが、その点については町長は、どのように思われますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） その5,000億円という数字について詳細な背景を教えてくださいというふうに思います。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） すみません。背景というか、それは一般的に言われていることだと思っています。現実に情報では、実際に消費税に回る金額は5,000億円ぐらいというふうに聞いております。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） いずれにいたしましても、繰り返しになるというふうに思いますけれども、この消費税の引き上げといいますのは、社会保障の財源に使っていくというような、これまでの国会での審議がございました。こうしたことについて、どのような状況になっているのかということにつきましては、より詳細な検討が必要だろうということだと思っています。以前の議会におきまして、伊藤議員から消費税につきまして、基本的な考え方を教えてほしいと、一般質問をいただきました。その際に私が申し上げましたのは、赤字の国債が1,400兆円になるというような状況の中で、これからの日本の財政を考えた場合、消費税の増税というものは5%を8%、8%を10%にしていくだけでは足りないのではないかと、もう少し抜本的な税制の改革、あるいは財源を確保していくための取り組みが、これから日本には求められていくのではないかとということをおっしゃいました。そうしたことも踏まえながら私の答弁であるというふうにご認識をいただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） それでは、最後になりますが、国がお金がないということは、よく言われていますが、私は、それはちょっとおかしいというふうに思っています。この間のお金がないという理由で消費税は1989年、1997年、2014年と三度、今度、2017年で10%に、四度ですね、上げられてきますが、財政が282兆円も国民から消費税をとってきたというふうになっていますが、日本の財政はよくなったでしょうか。決してそうではないと思います。この間に急速に国の借金がふえ、今、町長も答弁ありましたけれども、いまや1,000兆円を超え、借金になっていますが、何度、消費税を上げて変わりがないと、私は思っていますが、最後に何度もしつこいようですが、町長は、その点、もう一度、どうお考えか聞かせてください。

議 長（今田博文） 高岡議員。国の財政について、ここで町長に問うべきでないというふうに私は考えますが、今、質問がありましたので、一度だけ答えていただきます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 今現在、政府におかれましては、来年度の予算編成をされているというところがございます。この予算編成、一般会計の総額につきましては、100兆円を超えていくであろうというような状況でございます。この約半分が借金によって成り立っているというように、私ど

もは報道、また、政府の資料をもとに分析をしているわけでございますけれども、この状況は、恐らく改善をすることができるのではないかなというふうに思います。

それは、もちろん消費税、税によって変えていくこともできるでしょうし、国の仕組み、あるいは地方分権というものを進めていくことによってできるのかもしれませんが、それについては、私どもも地方議会におきまして議論をしていく必要もあろうかなというふうに思っているところでございます。

今回の高岡議員の質問におかれましては、非常に大きな国の方向性の議論ということで、私どももデータを詳細に提示をされていないということで答弁が不十分になったかというふうに思いますけれども、今後、こうした質問をされる際には、より一層のデータを提示していただきながら、議論の基盤を整えていただくことができるのであれば、もう少し議論が深まるのではないかなというふうに思います。

1 番（高岡伸明） 終わります。

議長（今田博文） これで高岡伸明議員の一般質問を終わります。

次に、12番、有吉正議員の一般質問を許可します。

有吉議員。

12番（有吉 正） それでは、通告に基づきまして、3点、町長に質問をいたします。小学校の統合、そして、庁舎の統合、マイクロバスの更新の3点でございます。

初めに裏面に資料がつけてありますので、少し資料の説明をさせていただきます。各小学校の昭和30年度からの全校児童数の推移をつけさせていただいております。昭和30年度といえますと、野田川町が合併した年でございます。教育委員会にお申し調べていただきました。

それから、中学校、加悦中学校、橋立中学校、江陽中学校の資料も参考までにつけさせていただいております。それと平成26年度まで小学校は各5年単位でつけております。それから、中学校につきましては、ちょっともしあれでしたらメモっていただけたらありがたいんですけども、平成26年度につきましては、これは11月25日現在ですが、加悦中学校の児童数は213名、橋立中学校は268名、江陽中学校は352名ということになっております。

それから、小学校の平成30年度見込みと平成34年度予想と、こうなっておりますのは、適正規模、適正配置の基本方針から抜粋をさせていただきました。それと岩屋小学校の校長先生にお願いをいたしまして、卒業生名簿でも作成していただきました資料も、私は持っておりますのですけれども、全校児童が岩屋小学校で一番多かったのは昭和33年度、34年度の児童数が263名、この昭和33年度、34年度の児童数が一番多く263名と、このようなことでございます。これを見ていただきましたら、ことしは、平成26年度は、昭和でいえば昭和89年と、このように、カレンダーではなっております。いかに子供の数が減っているのかということがわかっているつもりでも、資料を見て改めて少子高齢化というのが身につまされる思いがいたしました。

それでは、資料の説明、終わりますして、小学校統合についての質問をさせていただきたいと思っております。町長の、ある方針というのか、見解の中に複式学級になる状況をめどに統合すればというような文言があったというふうに記憶しております。というお考えであるとすれば、与謝野町の教育・保育検討委員会の提言、これは平成21年5月1日に提言書が出されておりますが、そ

れと教育委員会の適正規模、適正配置に関しての基本方針については、町長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

それから、教育長にお伺いをいたします。平成34年度には新しい校名、校歌になるのでしょうか。一応、教育委員会の適正規模、適正配置に関する基本方針では、平成34年度をめぐりということになっておりますが、新しい校名、校歌に今、どのように考えておられるのか、お伺いしたい。

それから、昨日も岩屋の再編の委員会がございまして、区の総会的な説明会があったわけでございます。一応の方針が岩屋小学校についても出たわけでございます。そういった中で、いろいろと保護者の方、地域の方のご要望と申しますのか、安心・安全と申しますのか、いろんな意味で通学方法については、お考えがなかなかあるというふうに、私は感じております。その通学方法について、法律的遠距離通学は4キロメートルと、このようになっておるわけですが、弾力的に考えておられるのか。もし、お考えがあるのであれば、お伺いしたいと、このように思います。

それと休校と廃校についての考え方をお聞きします。教育委員会の適正規模、適正配置に関する方針の中では休校ということは載っていないと、このように資料では載っておりません。ですから、こちら辺についてのお考え、廃校、廃校となる学校施設等の有効活用、これについては地元で考えてほしいということは載っておりますけれども、休校についての考え方をお伺いしたいと、このように思います。

それでは次に、庁舎統合について、町長にお伺いをいたします。9月議会の私の一般質問のご答弁では、野田川庁舎本館の閉鎖、機構改革を実施、並行して議会や町民の皆様と一緒に今後4年間で住民合意が得られるよう一定の方向性を出せるように努力していきたいとこのことありました。また、機構改革については、今度の12月の定例会で提案されると、このような予定になっているというふうに思っておりますが、そのことは置いておきまして、その先のことでございます。庁舎統合検討委員会の、私も、この答申を何度も読みかえさせていただきましたが、読めば読むほど検討委員会の提言を尊敬すればといたしますのか、読めば読むほど非常に難しいと、このように思っております。しかし、私は、それを乗り越えた中での統合をしていかなければならないというふうに感じます。今から、そういったことを念頭に置いてやっていかなければならないと、ただ、先送りするだけではというふうに言い、先送りをされるのではないかと、このような危惧を、私は持っております。

せんだって議会のほうから議会懇談会を各旧町3カ所、1カ所ずつ3カ所やらせていただいた中でも住民の方の声で庁舎の統合ができないのに、学校統合ができるのかというようなお声もありました。やはり我々議会は、議会人として、また、町長は町長として、また、行政は行政として、これに取り組んでいかなければならないのではないかなと、このように思います。

それから、最後の質問になりますけれども、マイクロバスの更新となっておりますが、このマイクロバスが、旧3町からのマイクロバスが3台あります。更新時期の車も古くなっているかと思っております。宮津市にも何台あるかわかりませんが、1台、車椅子の昇降できるマイクロバスがあると、京丹後市も持っておられるというふうに聞いております。更新されるときには、こういった車椅子が乗りおりできるマイクロバスも必要ではないかなと、このように思います。町

長のお考えをお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、有吉議員のご質問の1番目、小学校統合について、お答えをいたします。学校などの再配置につきましては、これまでも、町政懇談会などで一定のご説明をさせていただいておりますとおり、教育委員会が策定をいたしました基本方針に沿って進めていきたいと考えております。ただし、これまでからも申し上げますように、統合などにおける期日につきましては、あくまでもめどということをごさしまして、児童数の変動や教育施策の改善、さらには、社会状況の変化によっては、この限りではないというふうに考えております。また、この方針につきましては、子ども子育て会議に諮問をし、審議をいただいているところですので、こうした中でのご意見などもいただきながら、今後の具体的な再編計画を立てていきたいというふうに思います。

私の発言の中で、複式学級になる状況をめどに統合すればという真意についてでございますが、いわゆる「複式学級」になりますと、十分な教育環境を提供することが困難なのではないかという考えから、そうした状況になった場合には、一つの視点として、一つの基準として検討していく必要があるのではないかなという意味でございます。

例えば、地元の保護者や地域の方々から、平成34年度よりも早い統合を求められている学校がある場合には、平成34年度よりも早い適正な時期に統合をすることは適宜対応していく必要があるというふうに考えておりますし、平成34年度というものも、この方針の策定に向けて試算した際の、あくまでもめどとしている年であることをご理解いただきたいというふうに思います。

2点目は、教育長にお尋ねでございますので、後ほどお答えをさせていただきます。

次に、2番目のご質問の庁舎統合についてでございます。有吉議員からは、さきの9月の定例会の一般質問においても同様のご質問をいただき、答弁をいたしましたとおりでございます。繰り返しになるかも知れませんが、庁舎統合の議論を深めるに当たりましては、これまで行われてきた議論の経過を踏まえ、まずは順を追って事を進める必要があるというふうに考えております。庁舎統合検討委員会の答申におきましては、「引き続き庁舎統合について『住民、議会行政』において真剣に議論を継続していただきたい」に加えまして、「野田川庁舎本館は耐用年数が到来をしており、継続した使用は避けるべきであり、早急に閉鎖の方向で検討されることが望ましいことから、速やかに機構改革を含む課の再配置を行い、安心・安全な庁舎の実現に、ご努力をいただくことを望みます。」と締めくくっております。

私が、まずやるべきことは、野田川庁舎本館の閉鎖と課の再配置であるというふうに認識をしており、まさに、今回の12月定例会において、議会にご提案をし、ご理解を得た上で、実行していきたいというふうに考えております。また、与謝野町全体のバランス感覚を持った「まちづくり」を並行して進めることによって成果を上げていくことが、庁舎統合の議論を深めていくことになるというふうに考えております。その上に立ち、選挙戦において約束をさせていただき、この4年間において住民合意が得られる一定の方向性を必ず提案をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、3番目のご質問であります、マイクロバスの更新についてお答えをいたします。当町には合併前の旧3町から引き続き使用しておりますマイクロバスが3台あり、更新時期となっている車両もあるかと思う中、当町が更新をするときには、車椅子の昇降が可能なマイクロバスが必要ではないかというご質問でございます。当町におけるマイクロバスの状況としては、総務課所管が1台、教育委員会所管が2台、合計3台を保有をしており、総務課所管の1台と教育委員会所管の1台はともに2001年製造、残る教育委員会所管の1台は2003年製造となっており、全て購入後10年以上を経過をし、近年はどの車両も定期的に修理が必要な状態となっていることから、老朽化は否めないという感じてございます。

しかし、当時の車両購入価格は1台当たり、およそ900万円から1,000万円と高価であり、更新するに当たっても多額の費用が見込まれることから、今後のマイクロバスのあり方そのものを検討する必要があるかと考えております。今後は役場の機構改革にあわせ、教育委員会で3台まとめて所管をしていただくよう考えておりますが、議員ご指摘の車椅子の昇降に対応した車両への更新をするか否かにつきましては、先ほど申し上げましたマイクロバスのあり方、行財政改革、公用車更新計画などを含めて今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。よろしくご理解をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、有吉議員への私からの答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 有吉議員の2番目のご質問であります、平成34年度には新しい校名、校歌になるのかについて、私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思っております。

この件につきましては、先ほど町長の答弁でも申し上げましたように、統合の時期との関係から、確定したものではありませんので、現時点では申し上げることができません。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

次に、通学方法につきましては、義務教育諸学校等の施設等の国庫負担に関する法律施行令第4条に適正な学校規模の条件が規定されておまして、第2項に通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内とされています。また、この通学距離の4キロメートル、6キロメートルが特別交付税の算定基礎にもなっておりまして、その距離に基づき与謝野町遠距離通学補助金を交付いたしております。このように適正な規模の条件として4キロという距離がありますけれども、この数値に縛られることなく、児童・生徒の安心・安全な通学方法等について柔軟に対応していかなければならないと、このように考えております。

次に、廃校と休校についてでございますけれども、廃校とは、児童・生徒が在籍しておらず、学級数がゼロの学校で、学校として使わなくなることをあらわし、学校教育法施行令第25条の規定による届け出をした学校のことをいいます。また、この届け出をしない状態の学校を休校といえます。要するに、この届け出が出ていない時点では、休校扱いとなります。学校としての役割を終えた校舎等を地域コミュニティ等の施設として活用していくこととなれば、届け出を行うことで廃校としていただくと、こういうこととなりますので、ご理解いただきたいと思いますというふうに思っております。以上で、有吉議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） まず、マイクロバス、一番下のほうから再度、質問させていただきます。今、買われてから、2001年度に買われた、2003年度に買われた。ざっと900万円ほど1台かかっていると、ですから、あり方も考えて検討したいというのか、とても車椅子云々のところまでは頭がいていないような感じだったんですけども、そうではなくて、私、よその資料、町の資料なんですけども、こういったバスを買われるのに、ほぼ100%補助金を受けておられるという資料も持っております。これは宝くじなのか、どういったあれなのか、私はあれはわかりませんが、補助の中身は、ほぼ100%です。端数だけが、その町が市が出されるということで、ほぼ100%ですので、その辺は調べていただきたいし、この件についても、こういったマイクロバスが必要なんだということについて、やっぱりお考えを持っていただきたいというふうに思います。

ちょっとご答弁、お願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま有吉議員がご提案をいただいた昇降リフトなどの設置についての財源確保は別途あるというご提案につきましては、まだまだ、私のほうでも把握をし切れていないところでもございますので、検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、今現在、保有をしております3台のマイクロバスにつきましては、非常に耐用年数にも限界があるというような状況の中で、全体的なマイクロバスの管理計画を策定していかなければならない、進めていかなければならないという状況でございます。

そうした状況を考えましたときに、議員提案の件につきましても検討させていただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） 小学校の統合について、先ほど町長のご見解をお伺いしたわけですが、複式学級になる状況をめどに統合すればというのは、ざっくりばらんに言うて岩屋小学校のことを言うておられるのかなと、要するに先に統合すると、私が、ここで聞いておりますのは、そうではない、まだ、先ほど裏面の資料にある平成34年度には、予想です。例えば、野田川5校で431人、それを5で割ると80人か、平均ですよ、岩屋は、その中には入っておるんでしょうけれども、そういった中でも統合を目指されるのか、これ町長としてのお考え、教育委員会と、また、ちょっと違うかもわかりませんが、そこら辺でちょっと認識が、私とちょっとずれがあるのかなと、そこを再度、お伺いしておきます。要するに、そういったところも、そういった状況になるまでは、この統合はしないんだというふうに、その辺の感覚です。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 小学校の統合、再配置につきましては、私は必要な状況が来るならば、順次進めていくべきであるというふうに思っております。その一つの基準となり得るのが複式学級であるんじゃないかなというふうに思っておりましたので、そのような発言をこれまでしてきたというところでございます。

先ほど有吉議員が言われましたように、今後、生徒数が少なくなっていく中で、どのように子供たちに教育環境を提供することができるのかというふうに考えた際に、私は多くの生徒が集う学校で勉強、あるいは学習を提供していくべきであるというふうに思っておりますので、私は小

学校の統廃合については、当然のことながら、地元との協議もありますけれども、進めていくべきであるというふうに思っております。

議長（今田博文） 有吉議員。

- 1 2 番（有吉 正） この点について、ちょっと見解というか、角度が違うわけですけども、町長にご見解をお伺いしたいと、このように思うんですが、昭和30年に野田川の5カ村が合併して、そのままずっと、町は野田川町になりました。五つの学校は、そのまま、ここまできました。そういった中で一つの新しい、もし、学校が一つになったときに、与謝野町が合併したときに、一体感の醸成だとか、いろんなことを言われました。旧野田川町のことを、私もしばらく野田川の議員もさせていただいた中で、いわゆる5カ村の、これええことなんです。でも、どうかなという部分も両面が、何事もあると思うんですけども、運動会、それから駅伝、いろんなことでライバル、あるいはライバルにならなくても、常に競争といいますのか、対抗といいますのか、そういったことがあったように私は思います。

今後、その小学校がどうなるかというのは別として、私は岩滝、小学校一つですね、旧岩滝町で、そういった中では、やはり一体感というのは、旧町として、やはりまとまっているというのか、考え方が一つになるというのか、同じ小学校、いうたら同窓生といいますのか、そういった分があるように、私は感じておるわけなんです。

ですから、私は逆に一つの小学校に、旧野田川、あるいは旧加悦が一つの小学校になることによって、逆に、そういった新しい文化といいますのか、プラスの面も大いにあるのではないかと、いうふうに私は期待しておるんですけども、この点について、町長のお考え、教育長にもお考えがあれば聞かせていただきたい、プラスの面ですね、よろしくお願いたします。

議長（今田博文） 山添町長。

- 町長（山添藤真） ただいま有吉議員のご発言をなさったことといたしますのは、小学校に限らず、町内のあらゆる施設が統廃合をされることによって、住民の一体感というものが醸成をされていくのではないかと、いうことだろうと思います。私も、そうした面が非常に大きいのではないかなというふうに思います。特に、子供たちの成長過程を考えましたときに、小学校でともに学んだ、あるいは中学校でともに学んだと、いわゆる郷土心を、愛着心を育む一つの方法にもなるのではないかなというふうに思いますので、ただいま有吉議員のご提案をいただいた件、ご披露くださった見解については、私も、そのようだろうというふうに思います。

議長（今田博文） 塩見教育長。

- 教育長（塩見定生） 私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思っております。私は、先ほど有吉議員がおっしゃった昭和33年に小学校に登校していたと、団塊の世代でございまして、山田小学校なんですけれども、二学級、その当時ありまして、中学校は50人ほどの生徒が、一学級の、江陽中学校では7学級ほどあった時代に生きてきたものですけども、私が、先ほど複式学級の話がございましたけれども、複式学級の場合は物理的に、もう時間が、例えば、3年生で4年生と複式、もう、こうなりますと物理的な時間が3年生は半分、4年生が、あと半分、物理的な、きっちりとした時間的なことを言いますと、そうですね。それと、やはり教育委員会が出しております基本方針につきましても、ある一定、できれば複数の、単学級じゃなくて、学年が。複数学級で、ある一定、人数が必要であろうと、これは私も、その人数の関係においては

互いに切磋琢磨して人間は成長していく、こういう点においては何も異議はないというふうに思っておりますし、ただ、いわゆる狭い意味での学力という点においては少人数学級が、少人数授業がよしいということで、国も、それから、京都府も、そういった政策を進めておりますので、今でも少人数授業ということで、複数で指導が入ったり、学級を分けていったりということはしておりますけれども、先ほどから議員がおっしゃったように、やはり少人数では切磋琢磨とか、いろんな部分でも課題はあるのかなというふうに思っておりますし、特に男女比の問題とか、それから、いわゆる指導の時間的なことについてもハンディがある。だけでも複式学級がだめということではないというふうに思っております。以上でございます。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） 先ほど教育長は距離の問題、これは柔軟に対応したいというふうにおっしゃっておられました。これ参考までなんですけれども、いろいろと先進地も、私ら委員会で行ったこともあり、これは伊勢のほうなんですけれども、それから、近隣でもあります。そういった先進地、それぞれやはり大変苦勞をされているなというふうに思うわけなんです。やはり一番大事なのは、親御さんの考えがあったり、地域の考えがあったり、特に地域の場合は、その状況によっても、いろんな考えがあろうかというふうに思います。

そういった中で、それを受けとめながら、ある意味、これからは教育委員会が引っ張っていくことが必要であるだろうというふうに、私は思います。今までは、資料は出しても、そこから逃げられる部分、失礼なことを申します、そんなことはないという顔をしてられるんですけども、やはり、そういうふうに私は、今後、2年後、3年後、やはりそういったことをもっと教育委員会としての地域への呼びかけといいますのか、いろんな意味で義務教育としてのあり方、あるいは地域の子供たちを、どうやって育てるんだ、もちろん交通の安全・安心もありますし、そういったことを私はお願いしたいなと、それはなぜ感じたかといいますと、こんなことを言うとあれですけども、よその担当の方に、私、聞いた中で、与謝野町さんは、よろしいですなというような言い方をしておんなったでね、正直言いますと、これはもう地域が、あるいは親御さんが、今の、例えば、岩屋の状況を見ますと、辛抱できんようになった中で、ずっと進めてこられた、昨日も、一応、最後になったであろう会合にも出ておったわけですけども、いろんな思いをやっぱりやっていく、それを逆に地元に戻す、あるいは、おまえらに任せておくというだけじゃなしに、やはり教育委員会としても、そういった将来の子供たちの教育は、どうあるべきだというようなことにも入っていただきたいなと、よろしく、これについてはお願いをして、ご答弁があれば、お願いしたいと思います。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 有吉議員のご質問ですけども、私も一番大事なのは、やっぱり地域の合意が大事だろうというふうに思っています。地域から、もし、そういった要請があれば、出向いて説明を申し上げるということについては、何もやぶさかなことはありませんし、そうしていきたいというふうに思っております。

それからまた、通学の問題につきましては、現在、加悦小学校の加悦奥地区は、遠いところは自転車通学を現在しております、そういった点も今後、いろんな面で、通学の件につきましても安心・安全をもとに考えていかなければならないであろうというふうに、いつまでも今が、

こうだからということには、昔がこうだったからということにはとらわれず、今後、検討していかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） 最後で、そういう、今の現状のご答弁もいただいたということは、私は大きなことではないかなというふうに思っております。といいますのが、宮津、これよそのことを言うていいのかわからないんですけど、由良小は、もうスクールバスで行っておられる。中学校は由良からは車でいらっしゃる、それで、ただ、小学校一、二年生を車でというようなことで、大型しか入れないということで、大型のスクールバスを今、使っておられるというようなこと。

それから、吉津小学校へ文殊から、これは定期バス、市の担当の方は基本的には定期バスを使うというふうに言っておられましたけども、私、距離をはかりました。天橋立の駅から吉津小学校まで、車のメーターですから、きちんとしたあれではないでしょうけど3.2キロメートルでございました。ということは、もっと遠い人もおれば、もっと近くの人もおるのではないかなと、このように思います。

それから、これは来年度をめどにということのようですが、上宮津小学校、それが宮津小学校へ行かれると、それで宮津小学校から上宮津小学校までの距離をはかりましたら3.9キロメートルでございました。ですから、もっと近い人もおれば、もっと遠い人もあると、こういう状況ではないかなというふうに思います。今後、こういったこともあわせながら柔軟に対応していただけたらと、今までの現状もあわせて、将来の小学校の、与謝野町の義務教育の中の小学校、中学校、こういったことを考えていただければというふうに思います。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） いわゆる通学距離等々につきましては、他の市町等も勉強させていただきまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

1 2 番（有吉 正） これで終わります。

議長（今田博文） ここで昼食休憩に入ります。

午後1時30分より再開します。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後1時30分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を開きます。

ここで森岡地域振興課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 貴重なお時間をいただき失礼いたします。申しわけございません。

実は、本日未明から午前11時にかけて与謝野町有線テレビのインターネットとメールがふぐあいが生じまして、利用ができなくなってしまいました。原因につきましては、上位回線の機器のふぐあい、トラブルで、別ルートに変えることで午前11時ごろには復旧をいたしました。ただ、その間、利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。今後、このような事態が起こらないように十分注意をさせていただくとともに、十分適正な対応をしていきたいというふうに思っておりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお

願い申し上げます。以上でございます。

(森岡加悦地域振興課長 退席)

議長(今田博文) 次に、10番、塩見晋議員の一般質問を許可します。

塩見議員。

10番(塩見 晋) それでは、通告しています2件の一般質問をいたします。

まず最初に、平成27年度予算編成について、町長に質問いたします。予算の編成権は、地方公共団体の長に専属しており、地方財政法第3条に地方公共団体は法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準により、その経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

また、2項には、あらゆる資料に基づいて正確に、その財源を補足し、かつ経済の現実に即応して、その収入を算定し、これを予算に計上しなければならないと予算の編成方針の基本的な考え方が規定されております。

さて、平成27年度の当初予算については、10月20日、町のホームページの町長メッセージで、予算編成作業を進めていて、試案をまとめながら、全課との協議を進めて予算編成方針を示す前段階から調整を行っているとして発表されております。また、産業振興についても、具体的な施策やプロジェクトについて検討中のようで、私は町長就任以来、最初の当初予算の編成に向け、作業が着々と進んでいる印象を受けておりました。

そして、11月に入り本格的な平成27年度の予算編成について、11月4日、各課長宛てに指示され、予算編成の基本方針も4本の柱で既に公表されております。

1番目は、第1次与謝野町総合計画後期基本計画の推進。

2番目は、第2次与謝野町行政改革大綱実施計画の推進。

3番目は、持続可能なまちづくりの推進。

最後の4番目は、重点施策への取り組みであります。そこで、この基本方針についての説明を、また、お願いしたいと、このように思っております。

次に、予算編成過程の透明化・可視化についてありますが、町長の議員時代、平成23年12月定例会、一般質問で、予算編成過程の開示を質問され、行財政改革、住民参画の観点から全面可視化・透明化をすべきと理事者に投げかけておられました。

今春より町長になられ、予算の可視化を推進するため、平成26年度一般会計予算の6月補正1号、それから9月補正の2号については、補正予算案の査定状況が公開されています。いずれも、予算案が決まってからの公開であり、補正予算の事業規模は小さく、町長査定額の変更については、軽微なものでありましたが、このことは編成過程をオープンにする取り組みを一歩進められたと評価をしております。

さて、現状の予算編成は、予算編成権のある行政の意向のみで編成され、住民はほとんど参画することができず、予算案として発表されるまでかかわることができません。予算編成過程の情報を住民が知ることで、予算編成の議論に加わることも可能となると考えられます。

町長も過去に鳥取県の例を挙げておられましたが、行政側が予算編成過程を議会、住民に明らかにする動きは全国的に広まりつつあります。

与謝野町においても、一定の取り組みは始められているというものの、さらに各課が企画財政課に対し予算要望を出した時点において、その全てを公開するなど、予算編成過程をより明らか

にし、他方面から政策や事業の費用対効果の検証ができるように努めることが必要になると思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、学校教育にICTの活用をについて、教育長に質問をいたします。

教育分野のICTの利活用は、授業の双方向性を高め、児童・生徒の授業に対する理解や関心を高めるなどの効果があり、ICTを活用した授業は、従来の授業と比べ学力の向上が認められることが、文部科学省の「教育の情報化の推進に資する研究」で示されています。

私は、今、社会の情報化が進んでいる中で、児童・生徒が情報を活用する手段や能力の学習が大変重要になってきていると思っております。また、政府は教育分野におけるICTの利活用について、平成25年6月に閣議決定された世界最先端IT国家創造宣言の中で、学校の高速ブロードバンドを接続、一人1台の情報端末配備、電子黒板や無線LAN環境の整備、デジタル教科書、教材の活用など、教育段階から教育環境自体のIT化を進め、児童・生徒などの学力向上とITリテラシーの向上を図るとともに、2020年代中には全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育学習環境を構築するとしております。具体的な目標も掲げられ、継続的に取り組むこととなっております。

また、文部科学省においても、教育の情報ビジョンを平成23年4月に発表しています。総務省も文部科学省の学びのイノベーション事業と連携をして、学校現場における情報通信技術面の実証研究をするフューチャースクール推進事業を平成23年度から3年間実施して、教育分野におけるICT利活用推進のためのガイドラインを公表しております。

フューチャースクール推進事業などを参考にして、平成25年度以降、全国で自治体や学校が独自にタブレットPCなどを導入する動きが進んでおります。与謝野町教育委員会は、これらの動きに対してどのような見解を持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。あわせて各学校に設置した電子黒板の活用の状況もお聞きしたいと思います。

以上、2件の答弁をよろしく願いしまして、初回の質問を終わりといたします。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、塩見議員のご質問の1番目、平成27年度当初予算編成についてお答えをいたしたいというふうに思います。

先月、11月14日に、私の予算編成方針を発表しております。この予算編成方針といえますのは、私が選挙時に掲げました六つの政策を実現していくと、そのもとに、どのようなことが必要なのかといったことを発表させていただいたということだと思っております。

また、予算編成過程につきましては、私が議員の時代から理事者に対し提案をしてきたところであり、そのため、町長就任以降の補正予算では、予算編成方針、予算査定状況、政策形成過程の説明資料をホームページにおいて公開をしてきております。また、町民の皆様からのご意見、ご要望につきましては、町政懇談会や各区からの要望事項、あるいは総合計画審議会、行政改革推進委員会、産業振興会議など、年間を通じて、さまざまな場面においてご意見をいただいております。その予算への反映も心がけているというところでございます。

予算編成過程において、直接的な要望を受ける仕組みについては今後、検討していかなければ

ならないというふうに考えているところでございます。

さて、ご質問の、今回の編成では、どこまで開示をされるのかという点でございますが、来年度、平成27年度当初予算においては、就任後初めての当初予算編成となります。先ほど申し上げました、これまでの取り組みに加え、平成27年度に各課などが新規事業として要望している事業概要や予算要求額もホームページで公開をしてみたいと考えております。町がどのような新たな取り組みを実施しようとしているのか、町の財政状況を考えながら、どの程度の予算計上がなされるのかなどにつきましても、町民の皆様方に見えるように準備を進めていきたいというふうに考えております。

予算編成作業においては、予算要求後、2カ月程度の短時間の中で予算要求内容の整理、確認、全課に対するヒアリング、財政担当課での査定、理事者査定、予算書の調整、印刷など、多くの作業を限られた人員の中で行っております。このため予算要求段階での全面公開につきましてはホームページへの公開データの編集、確認作業などもさらに必要となってくるということでございますので、現状に加え、これらを今すぐ進めていくことについては困難であるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後の予算編成においてもPDCAのサイクルで検討を加えながら、少しずつ充実をさせていきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、来年度予算編成につきましては、私の目指す町の方向性を具現化をしていく、そのための第一歩であるというふうに考えており、できる限り住民の皆様方に周知、そして、わかりやすい形でのご理解を深めていきたいというふうに思っておりますので、こうした予算を組む、そして、広報をしていく、こうした両輪で示していきたいというふうに思っております。

以上で、塩見議員への私からの答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 塩見議員のご質問の2番目、学校教育にICTの活用について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の学校でタブレットパソコンなどの導入する動きに関する教育委員会の見解についてでございますけれども、まず、タブレットパソコンを使用した授業等を行った場合のメリット、デメリットのことについて申し上げますと、メリットとしては、パソコン教室に移動しなくても普通教室でICTを活用した授業が受けられるということになります。

また、タブレットパソコンですと、小さく見づらい文字や図形なども、タッチパネルによって画面を拡大したり縮小したりすることができることにより、見やすく理解しやすくなります。また、動画や音声データなども簡単に情報を活用することができるので、授業内容の幅も広がることになろうというふうに思っております。

また、調べたい内容があれば、検索機能を使って調べることができたり、写真を撮ってみたりと魅力的な内容が多くなりますので、授業に積極的に参加することができるようになるというふうに思っております。

デメリットといたしましては、費用面から申し上げますと、全ての学校で一斉に取り入れることは難しいですし、計画的に取り入れるということにしましても教員や児童・生徒全員に行き渡るまでとなりますと、かなりの費用が必要となってまいります。一部に配備するとなると、タブ

レットパソコンを使用した学校、または、学級とでは、教育の格差が広がる可能性もあります。さらに、タブレットパソコンだけではなく、利用できる環境整備も必要となってまいりますので、相当の経費がかかることになってまいります。

また、管理面におきましては、便利であるがゆえに、管理、制限がしにくい面もあり、盗難、紛失等々、さまざまな課題もあるため、課題を一つずつ整理しながら、導入するに当たっては研究していく必要があると考えております。

そのほかにも、クローズアップをされておられませんけれども、タブレットを使用することによりVDT症候群の懸念もあります。VDT症候群とは、画面が発光するものを長時間見ることによってドライアイや視力低下、頭痛や肩こりなどが出る症状のことをいうようであります。発光する画面を見続けることによる目の負担など、体への影響を考えることも必要かというふうに思っております。

確かに学力面においては、機械が子供たちの学習方法に合わせてくれますので学力はアップするかもしれませんが、それだけに依存しますと逆に学習能力は低下していくおそれもあるかというふうに思います。

以上のようなことから、現時点においてはICTを活用した教育は、パソコン教室でできますので、タブレット端末の導入につきましては、現在のところ考えておりません。

次に、各学校に設置した電子黒板の活用の実態についてでございますけれども、各学校においては、活用する教科も違いがありますけれども、主に外国語活動や社会・理科・算数・数学などの教科に活用されております。

活用方法としましては、無償配布のデジタル教材などを活用し、重要なポイントについては拡大させたりマーキングしたりして強調し、見やすくしてわかりやすく説明できるようにしております。また、独自に資料を作成している先生もございます。日々、活用事例等も参考にして工夫した授業を行っております。

しかしながら、全ての学校において有効な活用ができていないかと申しますと、そうでなく課題も多くあります。まずは、電子黒板が江陽中学校以外は1台しか整備されておられません。重量も重いので教室間を移動するのが困難であり、コンテンツ、ソフトなどについても不足しております。

また、電子黒板を活用していくためには操作方法や活用方法のイメージを持つ必要があるため、各学校において研修を行っておりますけれども、実際には活用できるだけのスキルを持った教員も少ないため、スキルアップが課題となっております。つきましては、教育委員会としても、有効活用ができるよう、活用事例などの情報提供や指導の充実を図っていくよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、塩見議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） いろいろとご答弁いただきましてありがとうございました。

それでは、まず、予算のほうから先に聞かせていただきたいと思います。予算編成の中で町長が出しておられる編成方針の中で、平成28年度から交付税の段階的縮減が始まり、云々とありまして、平成33年度の普通交付税額は平成27年度と比較して約8億円の減少が見込まれて

いますというふうを書いてあります。

今まで、我々が、この一本算定となるときには、12億円の減少になるんじゃないかというふうな説明を受けておりました。これが8億円で、今回、変わったのは、比較する基準が変わったのか、それとも交付税がふえてきているから、そうなっているのか、少し内容に入ったことなんですけども、この点についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいまのご質問につきましては、企画財政課長のほうから説明をさせます。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問の、従前、約12億円ぐらい交付税が少なくなるという説明をさせていただいておまして、今回、町長のほうから出させてもらっておる予算編成方針の中では8億円ということでございます。

平成26年度、今年度からなんですけれども、地方交付税の中の支所の関係、今まででしたら合併しておる団体が庁舎一つということで計算されておったんですけれども、交付税の算定方法が合併団体、非常に苦しいという中で、今、見直されつつあります。その中の一つ目で庁舎の算定が変わってきまして、今で言いますと岩滝の本庁舎は普通1庁舎だけなんですけれども、野田川庁舎と加悦庁舎につきましても、一定程度、算定されるようになりました。

ただ、これにつきましては、今、本町は交付税のほうで合併算定替ということで、旧3町の分の交付税で計算されてまして、今の、ルールが変わったというのは、一本算定になったときに加算があるということなんです。今まででしたら、例えば、一つの例ですけど、100億円あったのが12億円減って88億円ですか、なるところが、減り方が少なくなって4億円ぐらいかさ上げされるという、今、見込みを立てております。

現実的に今いただいている交付税自体は変わらないんですけれども、一本算定になったときに、今、言いました4億円程度少なくなるらない。ちょっと言い方が難しいんですけれども、そういうことになっておまして、今回、平成26年度から、その数字でお示しさせていただいております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） わかりました。それでは、その平成33年度に至った時点で、4億円ほどは、今までより多くもらえる勘定になってくるということで、こういうふうになっているということですね。

それから、次に、先ほど言いました4本柱の3番目の持続可能なまちづくりの推進という中で、その取り組み内容の中に各種補助金の5%カットの継続というところがあります。各種団体、企業、個人向けの補助金の5%カットを継続とし、予算要求をしてくださいというふうになっておるわけですが、このカットについては補助金のみで、今回、この全体の予算の縮減とか、経常経費です、前はあった、そういうことの大きなところのカットというふうなことはあまり考えておられないということなんではないでしょうか。その点お尋ねします。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） この持続可能なまちづくりを推進していくためという中で、財政についても5点ほどの注意をしていながら、財政全体の予算の抑制をしていきたいということは示しております。

しかしながら、これまでのように総額を幾ら抑えるとか、そうした大枠での歳出の削減の方針は出しておりません。といいますのも、これからの予算編成作業が最終段階にいくに当たりまして、私、思いますのは、来年度の予算編成は積極的な予算になるというふうに思っております。

先ほど、塩見議員がご紹介をいただきましたように、産業振興会議においても非常に活発なご意見をいただいていたという背景もございますので、できる限り財政の規模を縮小していくということは変わりはないんですけども、積極的な予算でもありたいというふうに思っておりますので、全体的な予算の削減の方針については出していないというふうにご理解いただければというふうに思います。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） そうすると、先ほども言いましたけれども、各種団体とか企業、個人向け、いわゆる民間の関係するところの部分について5%カットで出してくれと、こういうことであったというふうに理解をすればよろしいでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そのように理解していただいて結構だと思います。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） 先ほど言われました、取り組み内容の中で5点ほどあるとおっしゃいました、その5番目の受益者負担の見直しという項目があります。その中で受益者に応分の負担を求めることは住民間の交流を図る上で極めて重要です。施設やサービスの利用者、事業参加者等に対し、適正な受益者負担を生じさせる料金設定にすべきであり、固定観念にとらわれることなく、受益者負担の見直しを行ってください。

また、各種減免制度についても見直しを行ってくださいということで、これも、どちらかといえば、民間の方に対して、今まで以上にきちっとした計算に基づいて負担をしていただくと、こういうふうに受けとめとるわけですけども、そういう形でよろしいでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 方向性としては、そのような方向性を出させていただいております。

この予算編成方針といいますのは、私のほうから全職員に対し出しているものでございまして、そのような姿勢を持って今回の予算要求をしてもらいたいという旨であるということでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） そういうことで、予算要求が出てきていると思うんですが、具体的に受益者負担の見直しを行うサービスや事業というのは、全てじゃなくていいんですが、大体どのようなものを、この対象にされておられるということでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまのご質問につきましては、現在、調整中というところでございます。

11月1日に、企画財政課が各課からの予算要求を取りまとめしております。その予算要求に伴いまして、今現在、担当課での予算査定がされているというところでございますので、はっきりと申し上げれる事項は現在、持っていないというところでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番(塩見 晋) 財政の厳しい中で、今、住民の負担もふえてくるということは、それは当然あるかとは思いますが、こうして、先ほどから、この2件については、どちらかという住民のほうに辛抱してくれというような部分が結構大きいかなというふうに思っております。

そういう部分で、住民が萎縮するというふうなことはないような配慮はしながら、こういうことは決めていっていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど4本柱の最後の重点施策への取り組みというところの、これも6本ほど中にあるんですけども、この最後の徹底した情報の透明化、どなたでも参画できる町政を実現という部分があります。こういう部分で、先ほどの可視化ということについて、質問をしていくわけですが、非常に、今の町長になってから、前向きに、先ほども言いましたけども、やられているということは十分承知をしております。

しかしながら、確かにいろんな段階はあるとは思いますが、やっぱり議員時代に、こういう形でということ強くおっしゃっておられた経過からいくと、それが、やっぱりある程度見えるスピードでやっていっていただくということも、一つには、一つのアピールをしていただく重要な部分じゃないかというふうに思っているわけですが、今、お話を聞いてますと、特に今回は初めての予算編成ということがあるのかもわかりませんが、なかなか、初め僕は、山添町長が議員のときにイメージしておられたような方向よりも大分後退したような形でしか、この可視化が進められていないのかなというふうに、今、話を聞いて受け取ったわけですが、その点はどのように感じておられますか。

議長(今田博文) 山添町長。

町長(山添藤真) ただいまご質問をいただいた点につきましては、恐らく予算編成過程における住民の皆様方の施策、あるいは、それに伴う予算を反映をしていくべきだという観点からのご質問であるというふうに思っております。

そうした点につきましては、私も今後、より一層、この予算の可視化を進めていく上で重要な過程になるというふうに思っております。私が町長に就任をして以降、私の中でも検討してきたところでございます。

しかしながら、今現在の企画財政課の事務作業を見ておりますと、非常に限られた人員の中で、予算編成についても、あるいは日々の業務についても行っているという状況です。そうした状況を見たときに、果たして、それを一気に、全面的にやっていくことがいい方策なのかということは、私の中で考えました結果、より慎重に進めていきたいなという思いから、来年度の予算編成についても、徐々に、この全面可視化について検討を深めてまいりたいというところでございます。

今後、予算編成過程における住民の皆様方の予算への反映の提案については、考えていきたいなというふうに思っておりますので、そうしたところでございます。

議長(今田博文) 塩見議員。

10番(塩見 晋) 状況はわかるんですが、それでは、いわゆる予算をオープンにして住民の皆さんにいろんな意見を聞く、それから議会でも、やっぱりオープンにして、そういう過程を皆さんに知ってもらおうということの状況になるのは、どのぐらい先だと、どのぐらい先になったらできるかなという認識でおられますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど、一番最初に答弁をさせていただきましたように、予算要求の段階、査定、そして、予算がどのようになっていくのかといった一連の過程については、ある一定程度公開をしていくつもりでございます。

そうした中で、どのようなご意見を議会のほうから、あるいは住民の皆様方から寄せられるのかということも、これらの判断材料の一つとしていきたいというふうに思っております。そうした町の動きとも連動する形で進めていきたいなというふうに思っておりますけど、今後、全面可視化だけではなくて、住民の皆さんからの予算の提案をどのように反映していくのかということについては、今現段階では、いつからという明言をできないという状況でございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、これは町長がやっぱり議員のときから提案されてきていることだし、一步一步着実にですね、そういう方向に向かって進んでいっていただきたいと、このように思っておりますので、これはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の教育分野のICT化について、教育長に、2回目の質問をしたいと思ひます。学校教育の基本的なところは、やっぱり教員の資質によるところが非常に大きいと思ひています。

教育分野のICT化というのは、教育効果の向上が目的で、これは本当の一つのツールにすぎないというふうに私も思っております。道具ですので、これどう使いこなすかということが、また、ここが一番の問題点だろうというふうに思っております。

答弁の中では、タブレットの問題についてたくさんおっしゃっていただきました。その部分についても、時間があればもう少しお聞きしたいんですが、一番最後にお聞きした電子黒板、これの活用が本当にできているのだろうかということです。各校に配備されていながら、先ほども教育長がおっしゃったような形で利用ができている学校が果たして何校あるのかな。

僕が思うのには半数以上はお蔵入りと言っちゃ悪いですけども、どこかの教室に置いたままになっているんじゃないかなというふうなことを想像しているんですが、そういう部分をもう少し質問の中で、答弁の中で最初の、詳しくお知らせ願ひえるかなと思ひたんですけども、そういう数値的なものをお持ちでしたら、この場で聞かせていただきたいなというふうに、このように思ひます。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 1点目の、そのタブレットパソコンにつきましても、メリットはたくさんあるかというふうに思ひまして、それは効果的なことも知っておるわけですけど、議員ご指摘のとおり、それを活用していく教員の、やっぱりスキルの問題が大きいということと、それから、もちろん費用の面も大きいというふうに思ひますし、また、いろんな学力の定着の問題におきましては、やはり五感を使わなければ定着は困難であろうというふうに思っておりますので、前半のことにつきましては、もう少し研究をさせていただきたいというふうに思っております。

二つ目の電子黒板につきましても、後ほどまた推進課長がお答えしますけども、私たち教育委員がですね、秋には各学校を訪問いたしまして、できる限り電子黒板の活用状況を見せてほしいということを各学校に言ひまして、できるだけ、そういう状況を見させてもらっておりますけれども、各学校とも頑張ってお使うという状況は見られます。現実の問題といたしましては、議員

もご承知のとおり、各学級にテレビを設置しておりますので、パソコンを使って、そのテレビにつなげて授業をしているというのが、今の現状が多いです。やはり、例えば2階にあるものを3階に、電子黒板を移動させてというのが、なかなか困難でありますので、今は、そういう状況が多いかなというふうに思っております。詳しくは、また、課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（今田博文） 長島教育推進課長。

教育推進課長（長島栄作） 教育長のほうから詳しくということでしたが、あまり詳しくお答えできないので申しわけございません。

電子黒板につきましては、私も調べてみましたが、重い重いということですが、大体80キロぐらいあるということがございます。幅が1.7メートルぐらいで、高さが2メートル前後になっているということで、上に、黒板ですので、移動には若干バランスが悪く、教室から教室への移動とか、階の移動も非常に難しい。また、倒したりしますと、それで活用ができないというようなこともございましたり、実際に教育長のほうからありました、学校訪問でも実際に使っておられるところへ、見ましたが、ちょっとしたふぐあいでも少し固まるといいますか、動かないという状況もあったりですね、ソフトによりましては、なかなか順調に、そこが授業として活用できないという部分もございまして、あまり活用ができていない。また、一旦その部屋に、教室に置きましたら、その移動も難しいというあたりでは非常に活用の部分では劣っています。

また、今、ALT、英語の関係で入っていただいておりますが、その方々は、結構活用いただいておりますけど、なかなか、ただモニター的な部分も非常に多いかなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 活用できていないと言われたり、そこそこ活用しているところ、どっちがほんまかなと思ったりはするんですけども、一つね、今、話を聞いてって不思議だなと思ったのは、大きいから動かせないというふうにおっしゃいましたけども、別に、その設置してある教室に生徒が行けばできるんじゃないんですか。そういう発想というのはおかしいのでしょうか。

議 長（今田博文） 長島教育推進課長。

教育推進課長（長島栄作） 確かにそうですね。今、大体、小学校あたりでは、もうその教室、特別教室ですとか、担任の先生がよく活用されている先生の教室、そういったところにも入っていますので、例えば6年生の教室に入っておれば6年生の教室になってしまったりということですので、それが多目的ルームとかいう部屋に置いてあって、順次そこへ行けばということにはなるうかと思えますけど、そうなりまして、各学年が順次、そこへ行ってというのは、少し検討をさせてもらうところがあるかなと思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 単純な発想でものを言っておりますけども、重たい大きいとおっしゃったんで、そのぐらいのことはできる、あるところに行けばいいんじゃないかなというふうに思ったわけですが、多目的ルームとか、図書室とかね、そういうところに置いておいて、それを利用するということは十分できると思います。

使い勝手が、今、教室にある大きな液晶テレビを使って、それにパソコンをつないでやってい

るほうがやりやすいという部分は確かに、それはあるかも知りません。あるものはずうたいばかり大きくて、緊急の経済対策で無理やりと言っちゃなんですけども、入ったようなもんで、そんでもやっぱり使おうと思って、町はそれは設備したわけですから、やっぱりそれはきちっと使っていってもらおうということは大事だと思いますし、たしかあれば、平成21年度に整備されたと思うんですけど、ちょっと調べてみたら、平成22年度の6月定例会の補正で、377万円の補正を組んで、2名の支援員を、学校を回ってもらって、みんなで勉強しよう、先生方みんなで勉強しようというような予算も組んでやったはずですよ。

決算を見てみますと、何か半分以上が使ってなかったような雰囲気にはなっておりますけども、やっぱり使える先生、使えん先生は、やっぱり得て不得手はあって、あると思うんですけども、やっぱり活用しようという気分というんですか、特に若い先生方を対象に、やっぱりもう一度こういうことを検討されたりしながらでも、有効に活用していくという方向を目指されたらと思うんです。というのは、こういう形はある程度、機械が違うんで、やり方が違うと言われればそれまでなんですけども、やり方ということは、ある程度こういうところを皆さんの、先生方が勉強されておかないと、結局、また、先で国からいろんな補助金がついて、タブレットが入れられるようなことになった時期に、またそこから、一からやらんなんというようなことが起きる可能性も十分あるし、先ほども言いましたように、政府は平成20年度中には、こういうことをやっていきたいという方向で動いているようですから、それに応じる形で、こちらもやっぱり、既に先を越して動いて、そういうことをやっておくということは、必要じゃないかなと私は思うんですが、この点いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 長島教育推進課長。

教育推進課長（長島栄作） 先ほど議員おっしゃいましたように、平成22年度でしたか、そのあたりで確かに指導員が入っていったような資料もございまして、なかなか入られても、いわゆる電子黒板でありましたり、ICTに係るパソコンの指導等も入っておられたというふうには確認できておりますが、ちょっと細かい、やっぱり指導面では、教員のふだんの業務の中にプラス、また、そういうパソコンの学習というんでしょうか、そういうところではかなり厳しいものがあったのかなと、それがなかなか定着に至っていないということではあると思っております。

それで、中には、よくパソコンを勉強をされている教員がおられる学校が異動されると、少しそこである程度、それぞれほかの先生方も勉強されてというようなことで、少しずつ電子黒板の活用にも至っているというところもございましたり、そこら辺、教員のスキルアップといいますが、レベルアップが課題になってきますし、今後、議員おっしゃいますように、タブレットの時代になってくるのかなというふうにも思っておりますので、それにうまく乗っていけるような形で、今後また、検討をしていきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そういうことで、長々と申し上げましたけれども、あくまでもこれはツールですので、一番には、やっぱり教員の資質の向上ということを目指していただきたいというふうには思っておりますが、やっぱり時代に沿っていくということも、非常に、一つ大事なことだと思いますので、そういう面でも、ご苦労さんですけども、努力をしていただきたいと、かようにお願いをしておきまして、質問を終わりにいたします。

議長（今田博文） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

次に、6番、江原英樹議員の一般質問を許可します。

江原議員。

6番（江原英樹） それでは、さきに通告をいたしています、「明日の人材を育てる教育文化について」、教育長に質問をし、質疑を交わしたいと思います。

現在、文科省並びに教育審議会は、矢継ぎ早に制度の改革、あるいは施策の通達等を出し、教育界は大きな転換期を迎えております。教育委員会制度が見直され、改正、地方教育行政法が成立しました。総合教育会議を通じて、町長の関与が強まってまいりました。2016年には、小中一貫教育制度が実施されます。また、2019年度には道徳教育の教科が特別の教科道徳として、中教審より答申をされました。身近には、来年4月、子ども子育て支援新制度が始まります。教育政策は、どんな人づくりを目指すのかという理念が問われます。与謝野町が目指す将来の社会像、その社会像を描き、教育の方向性を示すこと、その必要性を感じるところであります。

さて、そうした中で、与謝野町の教育方針、これは与謝野町総合計画後期基本計画であります。初めからずっと見てきてまして第5章に教育の部があります。明日の人材を育てる教育文化のまちづくり、明日の人材とは、明日の与謝野町の実現に資する人材、明日の人材は与謝野町の町を実現する人材といえるのではないのでしょうか。教育長の所感を問うところであります。

また、教育長が想定される明日の与謝野町の社会、以前、数十年前には、国は国の形ということを変えみんなで考える時期をつくりました。

さて、今、教育長が明日の人材を育てるには、そうした明日の与謝野町の姿をしっかりと描いていただきたい。あと学校の適正配置と地域コミュニティについて、また、小中一貫教育について、そして、道徳教育の強化対策について、そういった点について、教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

塩見教育長。

教育長（塩見定生） 失礼いたします。江原議員のご質問の1番目、明日の人材とは明日の与謝野町の実現に資する人材と言えますが、教育長の所感についてはお答えしたいと思います。

まず、平成25年3月に策定されました、第1次与謝野町総合計画後期基本計画におきまして、将来の町を担う、明日の人材を育てる教育文化のまちづくりを目指して、地域とともに育てる学校づくりや青少年の健全育成、生涯学習、生涯スポーツの振興や国際交流の推進に取り組み、誇らしいふるさとの文化を育てていくこととし、その考え方の基本に人権を大切にしまちづくりを進めることとしております。

私の所感をとのことですが、まずは、この基本計画に従って具体的な施策を進めていきたいと考えております。その中でも、学校教育の充実につきましては、学力の充実向上をはじめ、いじめや不登校の問題等々とさまざまな課題が出てきており、一人一人の子供たちと向き合った丁寧な指導を行っていけるように、施策や体制づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、2番目の教育長が想定される明日の与謝野町社会の形を表現してくださいとのことについてお答えいたします。

大変大きな質問でございますので、十分なお答えができませんけれども、お許しいただきたいと思っております。まず、少子高齢化と人口流出に伴い、その大半を高齢者が占めることとなることが想定される中で、学校をはじめ多くの公共施設の再編を余儀なくされることと予測されます。本年度から公共施設の白書づくりを始めておりますけれども、公共施設マネジメントを作成するとともに、町のグランドデザインを定めて、思い切った再編・再配置を進めていくことになると思います。産業振興や観光振興の施策が、どのように成果を残すか、私にはわかりませんが、経済的な繁栄にかかわらず、この町ならではの豊かな自然や文化資源を生かした心豊かな暮らしができるようなまちづくりを進めてまいりたいと思います。とりわけ公共施設の再編等が進められる中では、やはり公民館活動など、地域のコミュニティを中核とした社会であるべきではないかと考えております。

それでは、続きまして、ご質問の3番目、学校の適正配置と地域コミュニティについてお答えしたいと思います。ご存じのとおり、学校は単なる教育施設としてではなく、地域コミュニティの中核の場としての一面も持ち合わせております。学校の適正配置は、子供たちの学習環境等を総合的に考えた場合に取り組んでいかなければならない事業だと思ふ反面、それがなされたときに、地域によっては学校、つまりは従来からあった地域コミュニティの一つの拠点がなくなるということになり、こうした状況をどのように補っていくのかは、大変大切な検討課題と認識しております。

では、そのキーワードは何かと申しますと、やはり公民館ではないかと思っております。ご承知のとおり、与謝野町には20の地区公民館があり、皆様のご協力を得ながら、全ての公民館において公民館活動を展開していただいております。この公民館の機能を、さらに活性化することで地域コミュニティを今まで以上に高めることができるのではないかと考えているところでございます。現在、同志社大学と連携しながら調査研究を進めているところでありますので、その成果も踏まえながら、地域の皆様とともに協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ご質問の4番目、小中一貫教育についてお答えしたいと思います。このご質問につきましては、昨年の9月議会で井田前議員からの同様の質問がありまして、白杉前教育委員長から答弁させていただいておりますので、基本的には、そのときにお答えさせていただいたとおりでございますので、繰り返しになるかは存じますが、お許しいただきたいというふうに思っております。

ご承知のとおり、国は教育再生実行会議からの提言によって、現行の小学校6カ年、中学校3カ年の6・3制だけでなく、義務教育の9カ年を4・3・2制や5・4制等々と弾力的に運用することで、地域の事情に合わせた教育課程を編成することを可能といたしました。

我が国では少子化の進行や情報化の進展、地域コミュニティの弱体化、人間関係の固定化など、子供たちを取り巻く社会環境は著しく変化し続けており、学校教育に求められるニーズも複雑・多様化しております。

もとより、当町の学校現場でも、それぞれの学校の実態に応じた対応を考え、その発達段階に即した教科指導、あるいは生徒指導を系統的に進めているところであります。こうした中での小中一貫教育のあり方についてのご質問ですが、長期間でのカリキュラムを組めることや、例えば

英語教育、正しくは外国語教育と言っておりますけれども、では、小学校高学年から系統性、連続性を持った教育ができることや、小学校から中学校入学時に学校生活の変化に対応できず不登校が生じる、いわゆる、中1ギャップのような環境変化に伴う問題が解消されやすい等のメリットがある反面、例えば、小学校6年生となった場合の最高学年としての経験など、それぞれの節目、節目での役割と責任が体験できないといった人格形成上のデメリットや、発達上のリセットの機会が失われたり、制度の違う学校間の転出入について生じる新たな課題なども常に議論をされているところでございます。

したがいまして、現時点では、施設一体型の小中一貫教育を目指すのではなく、小学校と中学校が共通認識を持って、より一層の連携を推進することが現実的であり、形態的には施設分離型に近い形で小中連携教育を進めていくのがよいのではないかというふうに考えております。

最後に、質問5番目の道徳教育の教科化対策についてお答えしたいと思います。

この質問につきましても、6月議会でも同様の質問がございまして、重複することが多かろうと思えますけど、ご容赦いただきたいというふうに思います。

道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて、子供たちの豊かな心を育む重要な教育活動であります。現在のところ、道徳の時間を週1時間設け、児童・生徒が自分の心を振り返ることで、自分の成長を実感する時間として位置づけて指導しております。町内の小中学校とも、学習指導要領に示しております、年間35時間の時数を上回って指導しております。国は、道徳教育の充実を図るために、道徳教材の抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化するということとしております。

現在の小中学校における道徳の時間は、教科外の教育活動として位置づけられておることから、具体的な教材や指導方法は、各学校の裁量に委ねられています。こうした中、国は道徳教育の充実に向け、道徳を教科化して教科書を使用する一方で、道徳の特性を踏まえて、一般の教科のような成績評価をしないなどの方向で、具体的な検討を図っているところでございます。

いずれにしましても、道徳の時間は道徳教育のかなめであり、多様な資料を活用し、子供たちが日常の体験を本音で語り合い、心を耕し、生き方について深く考え、道徳的实践につながるような授業が展開されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、江原議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 江原議員。

6番（江原英樹） 今回、教育問題について、質問を申し上げましたのは、当町が、この6月、9月議会で申しましたように福祉、与謝野町流の福祉において全国で評価を得た。そのときに教育長は、教育においても与謝野町流の教育がしたいと、そういうふうにおっしゃいました。

国の教育制度は、政党政治の中で、いわゆる議院内閣制、政権政党が変わると、その方針も変わります。ここ2～3年、政権が変わりました。矢継ぎ早に保守政党の時流に乗って、大きく教育行政が変わろうとしています。

総合教育会議は、教育振興計画、教育行政の大綱を策定するほか、重要施策の方向性、緊急事態の対応について話し合う場である。これは市長、すなわち町長が指導します。しかし、教育委員会は、政治的な中立性を確保しなければならない。担保されねばならない。すなわち、選挙で選ばれた町長が独立して教育行政を執行する権限を有するわけですが、教育委員会は個別の教職

員の人事や教科書の採択など、政治的な中立性の要請が高い事項について、それを侵してはならない。

しかし、今、与謝野町において、大きく政治も町長の、新しい町長の誕生によって変わろうとしている。ならば教育総合会議における町長の意向を、来年の4月からになるかもわかりませんが、大きく教育委員会としては反映してほしい。そうした中で、与謝野町流の教育行政を構築していただかなければならない。私はそう思います。

そこで、きのう、おととい、子ども発表会、お聞きしました。13人の生徒が、子供たちが、一生懸命発表しました。その中で多くの子供さん方が一様に言うのは絆、これは一つの課題として、教育委員会や主催者側が提案したんだろうかなという思いすら起こるほど、仲間の絆、あるいは地域の絆、そして、お母さん、おばあちゃん、家族の絆を訴えました。

そうした中で、学校の適正配置が、果たして公民館だけでできるかどうかということ、公民館で、そのコミュニティが学校のかわりをするだろうか。まず、その点について大きな疑問を持つわけでございます。

さきに政党政治のことを言いましたが、子ども子育て新制度、これは来年の4月から施行され、認定こども園が、あるいは幼稚園が提携される仕組みができました。これは、時の政権政党が成長のための緊急経済対策が入り口なんです。私たちが、皆さん方が教育制度を、教育をしていただく点で、国の今、言いましたように仕組み、思いをしっかりとつかんでほしいんです。2009年、日本経済が深刻な状態にあったとき、コンクリートから人へという政党がある。そのスローガン、しかし、公共事業に依存することができない、コンクリートから人へのスローガンは、いわゆる子ども子育てに待機児童がたくさんあることを思い、そこに目をつけて経済対策として、それを持ち出してきました。

この財源の1兆円は、消費税の7,000億円、8%から10%になる上乗せの4,000万円、大きな資金を、そこへ投じよう。いわゆる入り口は経済対策であり、出口は消費税の増税だったわけです。そこに待機児童の解消があるとはいうものの、教育、子供の保育、そういったものの影が少なからず多くあったとは思えない。しかし、我が町はすぐに認可保育園、保育所と幼稚園を一緒にしようと、たまたま耐震化の問題もあって、それに乗ったと思われそうですが、そういった点についても、やはり与謝野町流の保育所は保育所、幼稚園は幼稚園、本当にいいところがあるわけなんです。そういった点についても、もう一度施策についてご検討がいただきたいというふうに思います。まず、地域のコミュニティと、それから認定こども園等についての所見をお聞かせください。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） まずは、先日、子供の発表会をごらんいただきまして、大変ありがとうございました。私もたくさんの議員の皆さんや、町長はじめ議員の皆さんが来ていただいております。子供たちの意見発表を聞いていただいていたことは、非常にうれしく思っております。

これはですね、道徳教育もさることながら、いろいろな格好での教育の成果が、ああいう形になって発表したというふうに考えておられて、今回の発表会、いつもそうなんですけど、特にテーマを絞ったわけじゃありません。日ごろ自分が考えていることを発表したということですので、これも与謝野町の教育の成果であろうというふうに考えておりますので、そのよう

に理解しております。

それから、コミュニティの問題につきましては、確かに学校は地域の文化の拠点であるという認識も、私も持っておりますけれども、やはり再編等々も余儀なくされていくことを考えますと、やはり各地域の公民館活動の活性化が地域コミュニティの基本になるんであると、このように考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

認定こども園につきましては、次長のほうからお答えいたします。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 私のほうからお答えさせていただきます。

認定こども園についてでございますけれども、これにつきましては、かねてより就学前教育のあり方について、教育委員会も町のほうも検討してまいりまして、ほかの自治体では、特区的に、いうたら幼稚園と保育園を一緒にしたような形での就学前教育、保育を展開されているようなところもございましたが、今回の法の改正によりまして、内閣府が担う認定こども園というのが正式にできたということで、いわゆるこれまでありました保育に欠けた子、欠けない子によって、その幼稚園等が選択できないということを大きく解消されて就学前、幼稚園教育をしつつ、保育に欠けた保護者につきましても保育ができると、そうした認定こども園制度に町のほうとして乗らせていただいて、これを全町的に、旧町単位ごとに設置することによって、与謝野町の就学前教育は、全子供たちが幼稚園教育を受けながら、保育に必要な方は保育もできると、そうした環境整備を考えたものでございます。以上です。

議長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） ちょっとここで通告に一つない点なんです、忘れないうちにお許しをいただきたいと思いますが、実は、加悦谷高等学校の、これは地域の教育行政において大変、また、違った意味で文化・教育の拠点にあります。

来年の募集人員が120人になりました。前年度は130人、130人だけでも、118人しか応募がなかった。ことしは120人に減らしたけども、今、114人。江陽中学、加悦中、あるいは橋中の来年の卒業生の数がわかればお聞かせ願いたい。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） お答えいたします。加悦中学校の3年生は72名、江陽中学校は126名、橋立中学校は98名、トータル296名、300名を切っております。

議長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） これは全く通告との関連がないわけではないんです。いわゆる小中一貫教育の中で、高校教育をどう捉えるかと、300名近い卒業生が与謝野町の町立の中学校から出るわけなんです。しかし、その地元の高校がだんだんと疲弊していく。存在すら危うくなると。

去年は4学級、来年は3学級になる、1学級減ることによって、3人ほど先生が少なくなるというふうに校長は言っておりますが、与謝野町立の中学校、教育長として、どのように思われますか。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 非常に難しい答弁なんですけれども、私もできれば加悦谷高校を、ぜひですね、存続してほしいなという願いは持っておるんですけれども、生徒数の減少というのは否めない事

実でございます、数年後は、丹後通学圏において中3生が1,000人を切るという状況がめぐってくるということもありますけれども、今、議員、ご指摘のとおり、子供たちの進路選択が非常に多様化しております、今、中学2年生が、大体、職場体験学習をしております、将来、自分の生き方とかあり方を見つけ出すために、町内各地の職場にお世話になって自分の生き方を考えようという、取り組みを、もうかなりの年数たって実施させていただいております、そこで自分の生き方を発見して、高校選択をしていくという形を今現在のところっておりますので、比較的そういう面では、多様な進路選択をしているのが現状でございます。

加悦谷高校におきましても、議員ご指摘のとおり生徒数が減りますと、どうしても活性化が図りにくいという現状があるというふうに思っておりますけれども、私のほうから、ここへ行きなさいという強い指導はできにくいものですから、できる限り加悦谷高校の特色を出していただきたいと、このように思っておりますのでございます。不十分な回答で失礼いたします。

議長（今田博文） 江原議員、小中ありますけど、高等学校については通告がありませんので、この辺でとどめおきをいただきたいと思います。

江原議員。

6 番（江原英樹） 今、教育、いわゆる与謝野町を取り巻く教育行政、教育の重要性について、教育長に、いろいろと質問をさせていただいております。山添町長は、事あるごとに教育の大切さを訴えております。そこに教育総合審議会における、いわゆる行政の影響力というもの、やはり出てくるのではなからうかというふうに思うわけです。

ある歴史ある国の首相が立候補のときに、一に教育、二に教育、三、四がなく五に教育、そうして当選をしました。今、日本地域創生、地域再生を言われているときに、いかにまちづくりにおける人づくりが大切か、私は総合計画においても、まず、真っ先に教育を挙げる、与謝野町にさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

実は、若干、私というのか、会派である魅力の会、理念に、自立に挑戦する町という理念を掲げ、これは町長が挑戦する、まず、本議会の当初にも挑戦する議会、挑戦する町政という言葉を使いました。

教育界においても、ものづくり、人づくりに挑戦をしていただきたい。そして、国は、ここにもあるように町・人・仕事、魅力の会は、同じく人づくり、ものづくり、まちづくり、いわゆる理念並びに目的を共有しております。しっかりと行動を共有し、ともにして、まちづくりに進んでいきたいと思いますが、特にものづくりについても、人づくり、ここに、町長が掲げております重点施策への取り組み、新しい視点での産業振興についても、これは人づくりから、観光振興交流、これも人づくりから、もちろん新たな視点での子ども子育て支援策を実現する、これも人のことです。私は、きょう教育長に、いろいろと与謝野町の教育行政について、その入り口だけをお聞きしました。

もう一度、行政の姿勢は、はっきりとここに示しておる重点施策を出しております。いかにこれをやっていく目的をしっかりと可能にするのは、人づくり、そういった点を確認して今後の教育行政についての思いを再度聞きたいと思っております。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） お答えしたいと思いますけれども、私は今、議員ご指摘のとおり、やはり将来を

担う子供、地域の宝でございますので、地域の皆さんと一緒に与謝野町ならではの教育を進めて、いろんな分野で活躍する人材を育ててまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞご支援いただきますようお願いいたします。

議長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） きょうまで与謝野町は、福祉を中心にして全国から評価を、それは与謝野町流の福祉、これに加えて地域の中でしっかりと人が育つ、そして、その人材がいろんな方面に力を発揮するという、教育、教育行政を、与謝野町の教育行政を与謝野町流でつくり上げていただきたい。そして、一枚看板であった福祉を、教育と福祉、二つの看板にできるように、ぜひ、願いをして質問を終わりたいと思います。

議長（今田博文） これで、江原英樹議員の一般質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩します。

（休憩 午後 2時58分）

（再開 午後 3時15分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、一般質問を続行します。

次に、11番、河邊新太郎議員の一般質問を許可します。

河邊議員。

11番（河邊新太郎） 議長のお許しをいただきましたので、4点について、私の一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目、人口減少対策についてお伺いいたします。日本の総人口は、2008年の約1億2,800万人をピークに、減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、合計特殊出生率、一人の女性が生涯に産む子供の平均数が、このまま1.4前後の水準で推移すると、2060年には現在の3分の2の約8,700万人まで減少するとされています。

総務省が発表した人口推計によると、ことし10月1日現在、65歳以上の高齢者が全人口に占める比率である高齢化率は、過去最高の26%に達し、高齢者は既に全人口の4人に1人を上回っています。これが2060年には39.9%となり、2.5人に1人となるとされています。市町村単位で見ると、人口減少の影響は、より鮮明になります。民間研究機関、日本創成会議の増田座長は、大都市圏への人口移動が続くと仮定した場合、2040年までに自治体の約半数に当たる896自治体で20歳から39歳の若年女性人口が5割以上減り、人口回復が困難になると予想しています。

さらに、同年までに人口1万人を割り込むとみられる523自治体は、医療保険や介護保険など、社会保障の維持が困難で、雇用の確保も難しいから消滅のおそれがあると警鐘を鳴らしています。

それでは、質問に入ります。次のことについて、各自治体が積極に取り組んでいます。地域おこし協力隊や、新田舎での働き隊、また、行政、ボランティアが結婚支援、少子化対策、子供を産み育てやすい環境をつくる、子供の減少を食い止めるなど、本町でも取り組むべきではないか、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目は、野田川河川の整備について、お伺いします。6月定例会で、質問しました雑木伐採の答弁は、兵右衛門橋から石田橋までの雑木伐採の提案が京都府に提出されました。今度、審査

委員会に諮り承認をされれば伐採されるということでした。京都府からの返答はどうでしたか。

3点目は、町営住宅についてお伺いいたします。町営住宅の申し込みは、年1回、5月末にあります。これを逃すと1年待たなければなりません。年2回することはできないですか。

最後に、町営住宅に公園が設置されていますが、何箇所ありますか。管理はどのようになっていますか。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、河邊議員からのご質問の1番目、人口減少対策についてお答えをいたします。

人口減少につきましては、平成20年から日本は人口減少社会に突入をしており、当時、政府発表、マスコミ報道等で注目をされましたが、市町村合併が一段落をし、民主党政権によります地方分権、デフレからの脱却を目指す経済政策に主眼が置かれるなど、人口減少に着目した戦略的な施策が実施されてきたとは言いがたい状況であったというふうに認識をしております。

しかしながら、先ほど議員がご紹介をされましたように、元総務大臣の増田寛也氏が座長をされておられます日本創成会議におきまして、本年5月に消滅可能性都市を個別自治体名で発表されました。この発表では、20歳から39歳までの女性の人口が、2010年から2040年にかけて5割以下に減る自治体を消滅可能性都市としたものでございました。

本町も、その中に含まれており、私自身を含めて全国の多くの自治体が衝撃を受けた内容であったというふうに思っております。本町では、これまでから国立社会保障人口問題研究所が行っております将来推計人口を参考にしており、本町の総合計画の策定におきましても、この数値を把握しつつ、定住人口の維持を目標に掲げてきましたが、現状は、ご存じのとおり、定住人口は減っている状況でございます。

この原因は、生まれる子供の人数より、お亡くなりになられる方の人数が多いこと、転入される方の人数より、転出をされる方の人数が多いことであるというふうに認識をしておりますが、この原因に着目した戦略的な対策が不十分であったことも、また、事実でございます。

幸いにも、政府におかれましては地方創生と題し「まち・ひと・しごと創生法案」を、さきの国会で成立をさせ、本腰を入れて人口減少問題に対して取り組む姿勢としており、我々も、この動きに連動し、与謝野町の人口減少対策に取り組んでいく決意を新たにしているところでございます。

法律では、まず、人口動向の分析や将来推計などから「地方人口ビジョン」、「地方版総合戦略」の策定が求められていますが、それと並行し、私自身が、かねてから申し上げている提案や施策につきまして、早速、取り組む考えであるということ、ここに申し上げておきたいというふうに思います。

先ほど河邊議員からご提案のありました、総務省の「地域おこし協力隊制度」を活用した定住・地域おこし施策につきましては、平成27年度から取り組みを進めていきたいと考えております。

また、子供を産み、育てやすい環境づくりににつきましては、町長選挙の公約にも掲げておりま

した保育料の減額につきまして、実現に向けて調整を行っているところでございます。

婚活支援につきましては、京都府から、今年度から少子化対策総合戦略の一つとして実施をされており、この動向も見きわめながら町として、どのような施策が有効であるのか、もう少し検討していきたいというふうに思います。

人口減少対策は、短期で成果が出るものではございませんが、早く取りかかれれば取りかかるほど成果が出やすいのではないかとこのように認識をしております。繰り返しになりますが、政府の地方創生の動きも十分に捉えながら、本町においても人口減少に着目した対策を急ぎ取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様におかれましても、ご提案のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、ご質問の2番目であります野田川河川敷の整備についてにお答えいたします。

6月の定例会で質問をされました雑木伐採の答弁では、兵右衛門橋から石田橋までの雑木伐採の提案書が京都府に提出をされており、今度、審査委員会に諮り承認をされれば伐採されると、お答えをしております。

この提案書は、平成26年度府民公募型整備事業において、石川区長さんから提案をされたものでございまして、平成26年8月1日の府民公募型整備事業第1回の会議において、技術審査をされた結果、実施をするという回答をいただいているところでございます。

府民公募型整備事業は実施箇所が多数であることから、この件につきましては、今年度末に発注できるよう準備を進めていると丹後土木事務所からお聞きをしておりますので、しばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

次に、ご質問の3番目であります町営住宅の入居募集と町営住宅内の公園の管理につきましてお答えをいたします。

与謝野町では、町営住宅の空き家の状況にもよりますが、通常6月と12月の年間2回、入居者の募集を行っているところでございます。この12月においても、10日から来年の1月9日までの間、6戸の町営住宅の入居募集を行うことといたしております。

次に、町営住宅内の公園についてでございますが、現在、当町の町営住宅21団地のうち、遊具がある公園は7団地でございます。草刈りなどの維持管理につきましては、団地の自治会などで行っていただくこととしておりますが、近年、入居者の高齢化に伴い実施ができない団地もあり、そうした場合において、町で行っているところでございます。

また、公園内の遊具の維持管理につきましては、毎年、春に遊具の点検を実施しており、老朽化等により危険な遊具がないかのチェックを行っております。危険な箇所が見つかった場合においては、修繕及び撤去などを行っているのが実情でございます。

以上で、河邊議員へのご答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） はい、ありがとうございました。

本当に人口減少は深刻な問題でありまして、本当に早くから手を打っていただければならないかなと思います。

今も町長が言われましたけれども、全国市区町村別の将来推計人口であります。与謝野町は若年女性人口変化率がマイナス55.0%、2040年の若年女性が929人で、2040年総

人口が1万3,558名となっております。今、2014年ですので、26年後には女性の人数がこれだけになるということですが、本当に女性が減るということは、本当に、どこでもそうですけれども、本当に嘆きの問題ではないのかなと、そのように思っております。

それで、そういった各地域でいろいろな戦いをされております。地域おこし協力隊、平成27年度にスタートされるということですので、今、その地域おこし協力隊をやっている地域で、本当に大変な地域でありながら、都会から若い人が多く、その地域で戦っているということがあります。その分ちょっと紹介させていただきたいなと思います。

不便な離島でありながら、多数のＩターン青年が住みついて脚光を浴びているのが島根県の海士町であります。ここでは単純な内容の求人ではなく、自分で地域に眠る価値を見出して、新商品化するという、いわばクリエイティブな能力を發揮してほしいという問いかけは、意外に支持者を得て、自分は試そうという若者がぞくぞくと海士町にやってきているという、このようなことが載っております。

与謝野町に目を向けまして、与謝野町の魅力とは一体どういうものなのか、町長にちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この与謝野町の魅力といいますのは、ここに暮らしていらっしゃる町民であり、また、その町民が行っている生活であるというふうに思っております。

その中でも、特に私が重要視しておりますのは、この町内で培われたものづくりの技術でございます。このものづくりの技術を強化していくことが、ある意味、この地域で暮らしていく人たちの増加につながっていくものではないかなというふうに思っているところでございます。

こうしたことを踏まえて、来年度は地域おこし協力隊を、制度を導入していきたいというふうに思っておりますし、その地域おこし協力隊の枠組みの中でも、例えば、ものづくりに対して何かをやっていただきたいという提案も、こちらのほうからできるのではないかなというふうに思います。

議 長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） 本当に、今、情報化社会ですので、本当に与謝野町の魅力を全国津々浦々に発信していただきたいなと、そのように思っております。

地域おこし協力隊は、平成27年スタートするということでしたので、もう1点の少子化対策について、これも、ある地域がやっております、ちょっと紹介させていただきたいなと思います。

少子化対策、子供を産み、住みやすい環境をつくり、子供の減少を食い止めると、安心して子供を産むためには、これら育児を労働時間、保育サービスの充実を図らなければならない。結婚や出産は、個人の領域で、他人が干渉すべき問題ではないが、しかし、望む人が子供を産み、安心して育てる環境をつくるには、自治体の責任であると思います。

例えば、不妊、不育症治療への助成拡大や、産後ケアの体制づくりなど、妊娠から出産、子育て期間までの切れ目のない支援を強化していく必要がある。

男性の家事、育児参加を促すため、企業への助成、免税、優遇措置等の実現が必要ではないかなと、このことに対して、町長のお考えをお聞きかせたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 河邊議員が、ご提案をしている点につきましては、子供を産み育てる環境を町全体でつくっていかねばならないということであるというふうに思っております。

そうした中で、先ほどご提案がありましたのは、婚活であったり、あるいは、働くお母さんを支援していくための企業に対しての優遇政策だというふうに思っております。

そうした点につきましては、私自身も重要な点であるというふうに思っております、この予算編成につきましても福祉課を中心に議論をさせていただいているところでございます。

今後、調整をさせていただきながら、平成27年度の予算編成の反映になるかどうかわかりませんが、そうした意識で取り組んでいきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） ありがとうございます。

続きまして、野田川河川について、お話を伺います。実施を、ことしとするということでしたので、何もあれなんですけれども、今現状がですね、この前、台風が18号、19号と来まして、19号のときに、私も河川の巡回をしてきまして、4時半には、そんなに深刻な問題ではなかったんですが、4時間後の8時半には、本当に堤防からあふれるぐらいの水位であったような、暗くてあれだったんですが、それちょっと危機感を持ちまして、農構センター、ちょうど皆さん、区長さんはじめ何人か集まっておられまして、今、現場は、こういう状態なんですと言いましたら、テレビを見てもらいまして、まだ十分ということでしたんですが、9時ぐらいで、雨も小康状態になって、何とか持ちこたえたのではないかなと思ったんですが、あの時間での水位は、町のほうでは、どのように把握されてたか、ちょっとお教え願いたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 担当課に答弁をさせます。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 私も、その時間帯が、今、議員がおっしゃいました時間帯の水位というのは、ちょっとまだ把握をさせていただいておりませんが、過日にも申し上げましたように、今の野田川の水位が大体、約3メートル50ぐらい上がりますと、堂谷の樋門の部分が逆流をするというふうなことがわかりましたので、今回の部分で、そのことによりまして、地元のほうからも、その樋門を閉めていただくというふうなことと。今回、町のほうでやらせてもらったのが、その樋門を閉めることによって排水ができませんので、そのことの緊急的な措置といたしまして、ポンプによって、野田川の河川のほうに放流をするというふうなことをさせていただいたということでございます。

町のほうの基準におきまして、3メートル50というのが避難準備情報ですか、そういうことになっておりましたので、氾濫注意水位ですか、そういうことになっておりましたので、野田川地域のほうと、それから、岩滝地域のほうにつきましては、放水をさせていただいたというふうな内容でございます。

我々のほうにつきましても、この野田川の、特に中流工区、下流工区の部分につきましては、どうしても勾配が緩いというふうなこともございまして、府民公募型、あるいはまた、町のほうから、できるだけ野田川の浚渫をしてくれということと同時に、いわゆる高木伐採につきまし

ても、地域のほうから、そういうふうな提案書を出させていただいておるといふことでございますので、二方向から、そういうふうな維持管理に、今後も京都府のほうに要請をしていきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） 河川の雑草の除去なんですけれども、堤防の外側はしていただけるんですけれども、肝心の中側ですね、そちらのほうは、場所によっては火入れをされているんですけれども、住宅等があって、それはできないということでした。これを、対策を、やっぱり考えていただいて、住宅の方の苦情とかあるのであれば、事前に事情を言っていただいて、協力していただけるような手だてはないものかなと思うんですけれども、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、写真、一応、今、現状を持ってきてますんで、これをちょっと見ていただきたいなと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまのご提案につきましては、現状も含めて建設課長のほうから答弁をさせたいと思います。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今の伐採と、それから、火入れの関係につきまして、今、野田川の河川につきましては、年に1回、地元のほうで草刈りをお世話になっております。それは農地のほう側を今、刈っていただいております。

今、流水側の部分につきましては、なかなか、刈ってしまうと、それを持ち出さないと、やはり阿蘇海のほうに流れるというふうなこともございまして、地元のほうでは、農地のほう側を刈っていただいておりますというのが今の実情でございます。

それから、火入れのお話が出たというふうに思っております。確かに、旧野田川町では、大分前ですけれども、火入れをされておりました。ところが、今、近年、そういうふうな、町でも火入れの条例を持っておりますけれども、以前にも、そういうふうな火入れをする段階で、例えば、河川公園のあずまやが火災が発生するだとかいうふうなこともございまして、近年は、今の火入れが町全体として、していないというのが実態でございます。

過日にも、野田川区長会のほうから、その火入れの関係につきまして、ご要望がございましたけれども、なかなか今、火入れをするには大変だというふうなことで、やはりどうしても、その火の粉がガソリンスタンドだとか、あるいはまた、民家のほうにも行くというふうなこともございまして、町のほうといたしましては、その火入れにつきましては、町が主体となって、その火入れをするということはちょっとできませんというふうな回答の仕方をさせていただきました。

地元のほうでは、各農事組合だとか、そういったところで火入れを、今していただいております。石川の地区でも、そういった農事組合のほうで火入れをしていただいておりますので、そういうことも含めながら、区長会のほうには、町は火入れの条例を持っておりますので、また、そういうふうな農事組合だとか、そういったところでお願いをしてくださいというふうなことで。

それから、河川敷につきましては、京都府の、いわゆる管理河川でございますので、当然、そ

の火入れの条例につきましては、農林課のほうに出していただいて、農林課のほうから京都府の丹後土木事務所のほうに、こういうふうな火入れをされますよというふうな照会をさせていただいて、火入れを実施をしていただいておりますというのが、今の実態でございますので、このことにつきましても、町が火入れの条例を持っているというふうなことから、京都府におかれましても、その火入れの条例があれば、今、河川内の火入れについても行ってよろしいですよというふうな許可をいただいております、そのようなことで、今やらせていただいておりますというのが実態でございます。

それから、今、こうやって写真を提示をさせていただいております。確かに、この野田川につきましても、たくさん的高木があるというふうなことで、5年ほど前にも、府民公募型の事業を使っていただいて、伐採をお願いしました。その部分が、抜けていた部分が今回、地元のほうから提案書として上がってきたというふうに思っております。

高木になりますと、当然、流水を阻害するというふうなことがございますので、その部分については京都府のほうで伐採をしていただくということでございますので、先ほど町長のほうから答弁されましたように、3月末ぐらいから、そういうふうな予定が入ってくるであろうという回答だったというふうに思っております。

議長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） はい、ありがとうございました。

じゃあ最後ですけれども、町営住宅についてちょっとお伺いします。

今、私の住んでます石川なんですが、石川にあります町営三合池団地なんですけれども、ここに公園がありまして、草とか植木とか、そういったことをですね、ボランティア的に、子供たちが危ないということで、ヘビとか、そういったものも出たりするので、ボランティアで月2～3回、草取りをされているということをお聞きしたんですが、今、答弁で草取りは、町のほうで何かされてるとか話を、私、今、聞いたんですが、それは間違いだったかどうか、ちょっと確認したいと思っております。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 町営住宅の維持管理につきましては、基本的には、その団地をお願いをしているというところでございます。しかしながら、近年の高齢化に伴いながら、そうしたことが困難であるという場合においては、町で行っているというところでございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせたいと思っております。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 町営住宅の公園の管理というふうなことで、お答えをさせていただきます。

住宅の周りにつきましては、確かに、たくさん草が生えている部分がございますので、その部分につきましては、入居者のほうで基本的にお世話になっております。

ただ、どうしても、住宅の中でも高齢化というふうなことが始まっておりまして、どうしてもできにくいというふうな、そういう入居者がおられる部分につきましては、町が一定刈らせていただいておりますという部分がございます。

今、草抜きの話が出てきたというふうに思っておりますけれども、その部分につきましては、地元の入居者のほうでお世話になっております。草取りというのは、どうしても軽作業でできま

すけれども、なかなか草刈りになってきますと、特に、どういうんですか、高齢者の方では無理なところもございますので、その部分につきましては、町のほうでやらせていただいている住宅もあるというふうに、ご確認いただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） 今、石川の町営三合池団地なんですけれども、ここも、町のほうにお願いすれば、そういった公園内の草取りとか、住宅周りにあります木の剪定ですね、そういったこともお願いはできるんですか。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 基本的には、先ほど申し上げましたように、入居者の方でやっていただきたいというのが町の基本的な考え方です。

ただ、どうしても高齢者ばかりの住宅もございますので、その部分につきましては、危ない部分だけ町のほうがやらせていただくというふうな状況だということでございます。

議 長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） この三合池団地なんですけど、空き家1軒、ずっと長く空き家になっている状態なんですけど、これは入居者、そういった応募がないということで理解してよろしいんでしょうか。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 入居の考え方につきましてはですけども、町は老朽化した住宅の部分につきましては、できるだけ、その部分には入ってもらわないということを基本的に考えております。これは平成25年度でつくりました長寿命化計画というものに基づきまして、10年後には町営住宅を約240戸ぐらいにしたいというふうに思っております。

今回の、この三合池の団地につきましては、今後も残していく団地というふうな位置づけにしておりますので、そうやって空き家ができて、一定程度、町が、次の人の入居の関係で整備をする期間がございますので、その後、入居ができるような条件が整いましたら、そういうふうな募集をさせていただくということにさせていただいております、そのために年2回というふうな入居の回数を決めさせていただいているというふうな内容でございます。

その都度、その都度、入居の募集をするのではなしに、そういう一定期間とめておいて、その中で入居ができるような、例えば畳をかえるだとか、そういった部分の維持管理的なことをさせていただいて、住めるような条件になりましたら募集させていただくというふうな内容でございますので、その点につきましても、よろしくお願いたします。

議 長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） いろいろとありがとうございました。

これで終わりたいと思います。

議 長（今田博文） これで、河邊新太郎議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は以上とします。

ご報告します。お手元に配付しておりますように、本日、議案第118号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正について、ほか1件が追加提出されました。

以上、2件を上程し、これを議題とします。

追加日程第1 議案第118号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第118号 与謝野町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げたいと思います。

この条例改正は、健康保険法施行令などの一部を改正する政令が平成26年11月19日に交付をされ、平成27年1月1日に施行されることに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものでございます。

これは、出産育児一時金と同時に支給をする産科医療補償制度における掛金が3万円から1万4,000円減額の1万6,000円に引き下げられることに伴い、出産育児一時金の支給につきましては、39万円に1万4,000円を増額をし、40万4,000円とするものでございます。

なお、産科医療補償制度に加入をしていない病院での出産の場合は40万4,000円の支給で、1万4,000円増額となり、産科医療補償制度加入病院で出産の場合は42万円の支給となり、総額で変更はございません。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

追加日程第2 議案第119号 与謝野町立阿蘇霊照苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第119号 与謝野町立阿蘇霊照苑の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げたいと思います。

本施設の指定管理者につきましては、去る11月27日に指定管理者選定委員会を開催をし、指定申請団体のヒアリングを実施し、引き続き開催をされた同委員会で慎重審議をされた結果をもとに同委員会から答申をいただき、株式会社セレモニーまつだを指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

その理由といたしましては、同社が長年、与謝野町内で総合葬祭業を経営される中で培われたノウハウや経営手腕を本施設の運営に役立てていただける強い意志をお示ししていただきましたのと、公の施設を管理いただくために、最も必要と思われる公平、平等な利用の確保を最上位の基本方針とされた上で、利用者のサービス提供の向上が常に図られるよう管理運営を行っていただけるものと思っております。

指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間としております。よろしくご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いしたいというふうに思います。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。

次回は、あす12月10日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集く

ださい。

ご苦労さんでした。

(散会 午後 3時57分)